



Daiwa House®

大和ハウスグループ

第87期 定時株主総会招集ご通知

- 開催日時 2026年6月26日(金曜日)午前10時
- 開催場所 大阪市北区中之島五丁目3番68号
リーガロイヤルホテル大阪
ヴィニエツト コレクション 3階 光琳の間

株主総会会場を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。

- 議案 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役14名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件
第5号議案 監査役の報酬額改定の件
第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)制度及び譲渡制限付株式報酬(リストラクテッド・ストック・ユニット)制度の報酬額等及び内容の決定の件

株主総会参考書類等のウェブ化について

当社定款の規定に基づき、株主総会参考書類等は当社ウェブサイトにて掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただけますようお願い申し上げます。



<https://www.daiwahouse.co.jp/ir/soukai/>

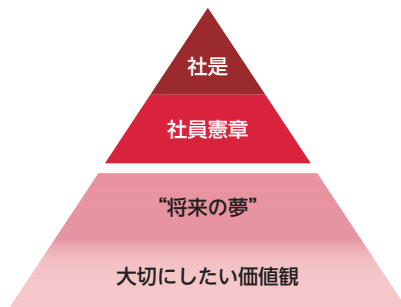
書面(郵送)及びインターネット等による議決権行使期限
2026年6月25日(木曜日)午後6時まで

※詳細は3頁から4頁をご参照ください。

大和ハウス工業株式会社

証券コード 1925

理念体系



社是

グループの根幹を成す考え方であり、将来にわたって私たちが共有すべきものです。

- 一、事業を通じて人を育てること
- 一、企業の前進は先づ従業員の生活環境の確立に直結すること
- 一、近代化設備と良心的にして誠意にもとづく労働の生んだ商品は社会全般に貢献すること
- 一、我々の企業は我々役職員全員の糸乱れざる団結とたゆまざる努力によってのみ発展すること
- 一、我々は相互に信頼し協力すると共に常に深き反省と責任を重んじ積極的相互批判を通じて生々発展への大道を邁往すること

社員憲章

私たちの行動の指針であり、日々の活動において常に意識すべきものです。

私たちは、「人・街・暮らしの価値共創グループ」の社員として

- 一、品質、技術、情報力の向上に努め、環境に配慮した安全で確かな商品、安らぎとくつろぎの空間を提供します。(企業の視点)
- 一、誠意をもってお客様と向き合い、感動と喜びを分かち合います。(お客様の視点)
- 一、社会規範に基づく公明正大な行動により、社会的評価を高め、企業価値の向上に努めます。(株主の視点)
- 一、感謝の気持ちを忘れず、公正であることに努め、取引先と共に成長・発展を図ります。(取引先の視点)
- 一、仕事を通じて自らの成長と幸せを追求します。(社員の視点)
- 一、「共創共生」を基本姿勢に、心豊かに生きる暮らしと社会の実現を目指します。(社会の視点)

“将来の夢”(パーパス)

創業100周年に向けた私たちの新たな羅針盤です。

生きる喜びを、未来の景色に。

生きる喜びを分かち合える世界の実現に向けて、再生と循環の社会インフラと生活文化を創造する。

大切にしたい価値観

“将来の夢”を実現し、世界から愛される大和ハウスグループとなるために私たちが大切にしたい価値観です。

- ① 先の先を読み、自ら変化を起こす。 まだ見ぬ未来を、ワクワクする未来へ。自ら変化を起こし、新たな流れを創り出します。
- ② 成功も失敗も、夢への糧にする。 挑むことは、夢への糧。失敗を恐れず、一步を踏み出します。
- ③ 異なりを歓迎し、輝きあう。 多様性を活かし、創造のよろこびを。個性をつなげあい、より輝きを広げます。
- ④ 温かさをもって考え、強さをもってやり抜く。 人と社会と共に、温かい心で。情熱と意思をもって、最後までやり抜きます。
- ⑤ 夢を実現するひとりとして、人生を楽しむ。 主役は、自分。未来の景色を創る当事者として、人生を楽しみます。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、大和ハウスグループの経営に対してご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループを取り巻く経済環境は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は底堅く推移した一方、物価上昇や金利動向、為替変動等の影響から、本格的な回復にはなお時間を要する状況となりました。

このような状況の中で当社グループは、2022年度よりスタートした「第7次中期経営計画」において、「収益モデルの進化」・「経営効率の向上」・「経営基盤の強化」の3つの経営方針を掲げ、持続的な成長モデルの実現に向け、海外事業とストック事業の拡大やDXによる顧客体験価値向上等、様々な高付加価値提案や施策を積極的に推進した結果、第7次中期経営計画において最終年度として計画していた2027年3月期の売上高及び営業利益目標を1年前倒しで達成いたしました。

なお、2027年3月期より開始予定の「第8次中期経営計画」につきましては、地政学リスクの高まりの影響等を踏まえ、事業環境の先行きに対する見極めに時間を要することから、発表を延期しております。

当社は創業以来お客様ニーズに対応した多角化を推進して成長してまいりました。当社グループの事業領域は、戸建住宅をはじめとして、賃貸住宅、分譲マンション、商業施設、事業施設（物流施設・医療施設・介護施設等）、環境エネルギーなど多様な分野に広がっております。また、リフォームや買取販売事業などのストックビジネスを強化しております。幅広い事業活動を行う中で、



代表取締役会長

芳井 敏一

当社グループが一体となってお客様一人ひとりとの絆を大切にし、生涯にわたり喜びを分かち合えるパートナーとなって永遠の信頼を育んでいく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

大阪市北区梅田三丁目3番5号

大和ハウス工業株式会社

代表取締役
会 長 芳 井 敬 一

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.daiwahouse.co.jp/ir/soukai/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)へアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「大和ハウス工業」又は「コード」に当社証券コード「1925」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、書面又はインターネット等により、2026年6月25日(木曜日)午後6時まで議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1▶日 時 2026年6月26日(金曜日)午前10時

2▶場 所 大阪市北区中之島五丁目3番68号
リーガロイヤルホテル大阪 ヴィニエツト コレクション 3階 光琳の間

株主総会会場を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようお越しください。

3▶目的事項

報告事項

- 1.第87期(自2025年4月1日 至2026年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第87期(自2025年4月1日 至2026年3月31日)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)制度及び譲渡制限付株式報酬(リストラクテッド・ストック・ユニット)制度の報酬額等及び内容の決定の件

以 上

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使等についてのご案内

当日ご出席の場合

株主総会日時 | **2026年6月26日(金曜日)午前10時**

議決権行使書用紙を会場受付へ提出

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



当日ご出席されない場合

行使期限 | **2026年6月25日(木曜日)午後6時**

書面(郵送)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否を表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送をお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議案	賛成	反対	棄権	未回答
議案第1号				
議案第2号				
議案第3号				
議案第4号				
議案第5号				
議案第6号				
議案第7号				
議案第8号				
議案第9号				
議案第10号				

赤枠部分をお切り取りのうえ、本票のみをご郵送ください。

インターネット等による議決権行使 (パソコン・スマートフォン等)



次頁の案内に従って、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力いただき、議決権をご行使ください。

スマートフォン等による議決権行使方法

行使期限 | **2026年6月25日(木曜日)午後6時入力完了分まで**

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

行使期限 | **2026年6月25日(木曜日)午後6時入力完了分まで**

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル®URL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- ・一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ・書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、事前に申し込まれた場合に限り、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

(ご参考) 事前質問等のご案内

1 事前質問の受付について

事前質問受付期限 | **2026年6月19日(金曜日)午後6時入力完了分まで**

本株主総会におきましては、株主総会ポータル®を通じて、株主様より議案に関するご質問を事前承ります。議決権行使方法と同様に、株主総会ポータル®にアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

ご留意事項

- ・株主様からいただきましたご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いものについて、株主総会当日にご回答させていただく予定です。なお、いただいたご質問全てについてご回答することをお約束するものではありませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・ご質問はお一人様につき1問とさせていただきます。ご協力をお願い申し上げます。
- ・質問フォームには500字の文字数制限がございます。

2 株主総会ポータル®及び事前質問に関するお問い合わせ先

株主総会ポータル®及び事前質問に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、議決権行使書をお手元にご準備のうえ、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル 電話番号： **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

以下のお問い合わせについてはご回答いたしかねますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
・インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ

(ご参考) 総会映像の事後配信のご案内

本株主総会にご出席できなかった株主様のため、本株主総会の映像は、当社ウェブサイトにて掲載いたします。なお、本株主総会の映像につきましても、株主様の個人情報保護の観点等から、編集させていただくことがございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

掲載予定期間：7月上旬～9月下旬

当社ウェブサイト <https://www.daiwahouse.co.jp/ir/soukai/movie/index.html>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第87期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたく存じます。

1 配当財産の種類 金銭といたします。

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金90円に創業70周年の記念配当金10円を加えた金100円といたしたく存じます。なお、この場合の配当総額は61,934,709,500円となります。これにより、2025年12月5日にお支払いいたしました中間配当金75円とあわせ、年間配当金は1株につき金175円（前期に比べ25円増配）となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2026年6月29日といたしたく存じます。

ご参考

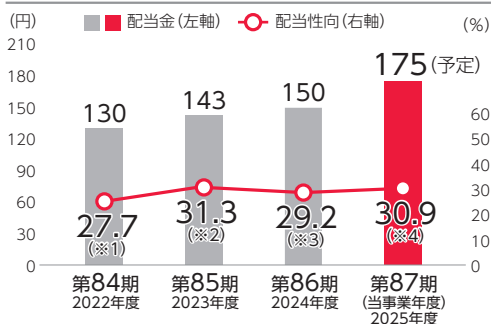
株主還元に関する基本方針

当社は、事業活動を通じて創出した利益を株主の皆様へ還元することとあわせ、中長期的な企業価値の最大化のために不動産開発投資、海外事業展開、M&A、研究開発及び生産設備等の成長投資に資金を投下し、1株当たり利益（EPS）を増大させることをもって株主価値向上を図ることを株主還元に関する基本方針としております。

2022年度を初年度とする第7次中期経営計画におきましては、配当性向を35%以上として業績に連動した利益還元を行い、かつ安定的な配当の観点から、年間の1株当たりの配当金額の下限を定め、145円を下限としております。

また、自己株式の取得につきましては、市場環境や資本効率等を勘案し、状況に応じて機動的に実施することにいたします。

1株当たりの配当金及び配当性向の推移



(※1) 数理差異の影響を除く配当性向は35.6%です。
(※2) 数理差異の影響を除く配当性向は35.1%です。
(※3) 数理差異の影響を除く配当性向は37.1%です。
(※4) 数理差異の影響を除く配当性向は39.9%です。

取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（14名）は任期満了となります。つきましては、社外取締役7名を含む取締役14名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、当社は、取締役会全体としての実効性を確保するために、知識・経験・専門性等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する方針としております。その方針を踏まえたうえで、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする指名諮問委員会における協議を経て、取締役候補者を決定しております。また、当社は16頁に記載のとおり社外役員の独立性判断基準を定めており、本議案における社外取締役候補者7名は、全てこの基準を満たしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	役職	現在の当社における地位及び主な担当	取締役会への出席状況 (出席率)
1	再任 芳井 敬一	代表取締役会長	最高経営責任者（CEO）、海外本部長	14回／14回（100%）
2	再任 大友 浩嗣	代表取締役社長	最高執行責任者（COO）	14回／14回（100%）
3	再任 香曾我部 武	代表取締役副社長	最高財務責任者（CFO）、経営管理本部長	13回／14回（93%）
4	再任 村田 誉之	代表取締役副社長	技術本部長	14回／14回（100%）
5	再任 下西 佳典	代表取締役専務執行役員	ビジネス・ソリューション本部長	14回／14回（100%）
6	再任 永瀬 俊哉	取締役専務執行役員	ハウジング・ソリューション本部長	14回／14回（100%）
7	再任 柴田 英一	取締役常務執行役員	経営戦略本部長	11回／11回（100%）
8	再任 桑野 幸徳	社外取締役		14回／14回（100%）
9	再任 関 美和	社外取締役		13回／14回（93%）
10	再任 吉澤 和弘	社外取締役		13回／14回（93%）
11	再任 伊藤 雄二郎	社外取締役		14回／14回（100%）
12	再任 南部 智一	社外取締役		13回／14回（93%）
13	再任 福本 ともみ	社外取締役		14回／14回（100%）
14	再任 近藤 雄一郎	社外取締役		11回／11回（100%）

再任 …再任取締役候補者 社外 …社外取締役候補者 独立 …東京証券取引所届出独立役員

(注) 柴田英一、近藤雄一郎の2氏の取締役会出席状況につきましては、2025年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

当社は、社会に不可欠な商品・サービスの提供を通じて、株主・顧客・従業員・取引先・社会に対する価値創造を行うことにより企業価値を向上させることを基本方針としております。また、当社は“将来の夢”（パーパス）「生きる喜びを分かち合える世界の実現に向けて、再生と循環の社会インフラと生活文化を創造する。」を掲げており、上記基本方針を踏まえたうえで、“将来の夢”（パーパス）を実現するため、取締役会としての高い実効性を発揮できるよう、以下スキルマトリックスを定めております。

候補者番号	氏名		役職	経営	財務・会計	法務・リスク マネジメント	技術・ 研究開発	国際経験	DX・IT	環境	社会	コーポレート ガバナンス
1	よし 芳井	けい 敬一	代表取締役 会長	●		●		●		●	●	●
2	おお 大友	ひろ 浩嗣	代表取締役 社長	●		●		●		●	●	●
3	こう 香曾	かべ 我部	代表取締役 副社長	●	●	●					●	●
4	むら 村田	よし 誉之	代表取締役 副社長	●		●	●		●			●
5	しも 下西	けい 佳典	代表取締役 専務執行役員	●		●						●
6	なが 永瀬	とし 俊哉	取締役 専務執行役員	●		●				●		
7	しば 柴田	えい 英一	取締役 常務執行役員	●	●	●		●				
8	くわ 桑野	ゆき 幸徳	社外取締役	●			●		●	●		●
9	せき 関	み 美和	社外取締役	●	●			●			●	●
10	よし 吉澤	かず 和弘	社外取締役	●			●		●		●	●
11	い 伊藤	ゆう 雄二	社外取締役	●	●	●					●	●
12	なん 南部	とし 智一	社外取締役	●	●			●	●			●
13	ふく 福本	とも もみ	社外取締役	●						●	●	●
14	こん 近藤	ゆう 雄一	社外取締役	●	●							●

(注) 上記は、取締役候補者が保有する知見のうち、当社が特に期待するものを表しております。

候補者番号 | 1

よし い けい いち
芳井 敬一 1958年5月27日生

再任 所有する当社株式の数 106,001株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 6月 当社入社
 2010年 4月 同 執行役員に就任
 2011年 6月 同 取締役上席執行役員に就任
 同 海外事業部長
 同 海外事業担当
 2013年 4月 同 取締役常務執行役員に就任
 同 東京本店長
 2013年 5月 同 海外事業統括
 2014年 4月 同 営業本部副本部長
 同 関東ブロック長
 2016年 4月 同 取締役専務執行役員に就任
 同 営業本部長
 同 海外事業管掌
 同 東京ブロック長
 同 北関東ブロック長

2017年 11月 同 代表取締役社長に就任
 同 最高執行責任者 (COO)
 2019年 6月 同 最高経営責任者 (CEO) (現)
 2025年 4月 同 代表取締役会長に就任 (現)
 同 海外本部長 (現)

(重要な兼職の状況)
 塩野義製薬株式会社 社外取締役 (2026年6月就任予定)

取締役候補者とした理由

代表取締役社長就任後、過去最高の売上高と営業利益を達成するなど、業績を拡大させるとともに、ガバナンス強化等による経営基盤の強化を推進してまいりました。今後も代表取締役会長として海外事業の更なる成長加速の実現をはじめとした当社グループの持続的な成長モデルを構築するため、その経営手腕とリーダーシップを期待するものです。

候補者番号 | 2

おお とも ひろ つぐ
大友 浩嗣 1959年8月31日生

再任 所有する当社株式の数 52,488株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 12月 当社入社
 2011年 4月 同 執行役員に就任
 2014年 4月 同 上席執行役員に就任
 2015年 4月 同 常務執行役員に就任
 2016年 4月 同 中部・信越ブロック長
 2016年 6月 同 取締役常務執行役員に就任
 同 住宅事業全般担当
 2019年 4月 同 リブネス事業担当
 2020年 10月 同 住宅事業本部長
 2022年 10月 同 経営管理本部経営企画部長
 同 経営戦略担当
 2023年 4月 同 経営戦略本部長
 同 経営戦略本部経営企画部長
 同 リブネス事業担当

2023年 6月 同 海外本部長
 同 米州事業推進部担当
 同 大洋州事業推進部担当
 同 欧州事業推進部担当
 2024年 1月 同 大洋州事業推進担当
 同 サステナビリティ統括担当
 2024年 4月 同 取締役専務執行役員に就任
 2025年 4月 同 代表取締役社長に就任 (現)
 同 最高執行責任者 (COO) (現)

取締役候補者とした理由

当社取締役就任後、住宅事業本部長、経営戦略本部長及び海外本部長等の幅広い経験を積み、当社グループの企業価値の向上に尽力しております。今後も代表取締役社長として国内事業の更なる成長加速の実現等に向け、その幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 3

こうそかべ たけし

香曾我部 武 1957年5月13日生

再任

所有する当社株式の数 82,400株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
 2004年 4月 同 執行役員に就任
 2006年 4月 同 上席執行役員に就任
 2006年 6月 同 上席執行役員を退任
 大和ハウス・リート・マネジメント株式会社 代表取締役社長に就任
 2009年 6月 当社 上席執行役員に就任
 同 経営管理本部 経理部長
 2010年 6月 同 取締役上席執行役員に就任
 2012年 4月 同 取締役常務執行役員に就任
 2015年 4月 同 取締役専務執行役員に就任
 同 最高財務責任者 (CFO) (現)
 2015年 6月 同 代表取締役専務執行役員に就任

2019年 4月 同 経営管理本部長 (現)
 2019年 6月 同 代表取締役副社長に就任 (現)
 2021年 4月 同 関連事業本部長

取締役候補者とした理由

経理部門での勤務、グループ会社代表取締役の経験を積み、当社代表取締役就任後は主にCFO及び経営管理本部長として、ガバナンス強化を推進し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 4

むらた よしゆき

村田 誉之 1954年7月19日生

再任

所有する当社株式の数 44,705株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 大成建設株式会社入社
 2003年 4月 同 東京支店 建築部建築第一部部長
 (マンション工事担当)
 2003年 10月 同 東京支店 建築部建築第四部長
 2006年 1月 同 住宅事業本部 副事業本部長
 2006年 4月 大成建設ハウジング株式会社
 代表取締役副社長に就任
 2009年 4月 同 代表取締役社長に就任
 2011年 4月 大成建設株式会社 執行役員に就任
 同 関東支店長
 2013年 4月 同 常務執行役員に就任
 同 建築総本部長兼
 建築本部長兼社長室副室長
 2013年 6月 同 取締役常務執行役員に就任
 2015年 4月 同 代表取締役社長に就任
 2020年 6月 同 代表取締役副会長に就任
 同 安全・働き方改革担当

2021年 6月 当社入社
 同 取締役副社長に就任
 同 技術統括本部長
 2021年 7月 同 生産部門担当
 同 研究部門担当
 2022年 6月 同 代表取締役副社長に就任 (現)
 2025年 4月 同 技術本部長 (現)

(重要な兼職の状況)

日本信号株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

大手建設会社において技術部門責任者を経て代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴に基づく当業界に精通した豊富な知見を活かし、今後、当社グループの更なる技術力向上や、持続的な成長のため、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 5

しもにし けいすけ

下西 佳典 1958年10月19日生

再任

所有する当社株式の数 37,864株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2013年 4月 同 執行役員に就任
 2014年 3月 同 福岡支社長
 同 九州ブロック長
 2016年 4月 同 上席執行役員に就任
 2017年 3月 同 流通店舗事業推進部長
 2017年 4月 同 常務執行役員に就任
 2018年 4月 同 流通店舗事業担当
 2018年 6月 同 取締役常務執行役員に就任
 2019年 11月 同 流通店舗事業推進部長 (南関東地区担当)
 2020年 10月 同 流通店舗事業本部長
 同 流通店舗事業本部事業推進部長
 (南関東地区担当)

2023年 4月 同 取締役専務執行役員に就任
 同 建築事業本部長
 2025年 4月 同 代表取締役専務執行役員に就任 (現)
 同 ビジネス・ソリューション本部長 (現)

取締役候補者とした理由

営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は流通店舗事業等を担当し、現在のビジネス・ソリューション本部長として当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後も幅広い知識と経験を活かして、更なる企業価値の向上のために、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 6

ながせ としや
永瀬 俊哉 1962年12月26日生

再任 所有する当社株式の数 37,874株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
 2016年 4月 同 執行役員に就任
 同 兵庫ブロック長
 2019年 4月 同 上席執行役員に就任
 同 環境エネルギー事業担当
 2020年 10月 同 環境エネルギー事業本部長
 2021年 4月 同 常務執行役員に就任
 2022年 6月 同 取締役常務執行役員に就任
 2022年 10月 同 住宅事業本部長
 同 リブネス事業担当

2025年 4月 同 取締役専務執行役員に就任 (現)
 同 ハウジング・ソリューション本部長 (現)

取締役候補者とした理由

営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は住宅事業等を担当し、現在のハウジング・ソリューション本部長として当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かして、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 7

しばた えい いち
柴田 英一 1961年2月10日生

再任 所有する当社株式の数 15,881株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2011年 4月 同 執行役員に就任
 同 経営管理本部連結経営管理部長
 2014年 4月 同 上席執行役員に就任
 2016年 9月 同 経営管理本部事業開発部長
 2019年 4月 同 常務執行役員に就任
 2023年 4月 同 経営戦略本部事業開発部長
 2025年 4月 同 経営戦略本部長 (現)
 同 経営戦略本部経営企画部長
 2025年 6月 同 取締役常務執行役員に就任 (現)

取締役候補者とした理由

経理部門での勤務、当社グループにおけるM&Aの経験を積み、当社取締役就任後は現在の経営戦略本部長として当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号 | 8

くわの ゆきのり
桑野 幸徳 1941年2月14日生

再任 社外取締役 独立役員 所有する当社株式の数 11,300株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1963年 4月 三洋電機株式会社入社
 1993年 2月 同 取締役に就任
 1996年 6月 同 常務取締役に就任
 1999年 6月 同 取締役・専務執行役員に就任
 2000年 11月 同 代表取締役社長兼COOに就任
 2004年 4月 同 代表取締役社長CEO兼COOに就任
 2005年 6月 同 取締役相談役に就任
 2005年 11月 同 相談役に就任
 2006年 6月 同 常任顧問に就任
 2008年 6月 当社監査役に就任
 2020年 6月 同 取締役に就任 (現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い知見を活かし、様々な視点からご意見・ご指摘をいただくなどガバナンス強化の重要な役割を担ってきたこと、さらにBIMやDXの推進状況を執行側からも監督していただいたことから、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待するものです。

在任期間

本総会終結の時をもって6年

候補者番号 | 9

せき
関 美和 1965年2月25日生

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数 5,300株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 株式会社電通入社
 1989年 4月 スミスパーナー入社
 1993年 9月 モルガン・スタンレー入社
 1997年 2月 クレイフィンレイ投資顧問入社
 2000年 1月 有限会社メイ・コーポレーション 創業者・代表取締役
 2003年 1月 クレイフィンレイ投資顧問 東京支店長
 2015年 4月 杏林大学外国語学部准教授
 2020年 6月 当社取締役に就任 (現)

(重要な兼職の状況)

株式会社MPower 取締役
 MPower Partners Fund L.P. ゼネラル・パートナー
 オリックス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

会社を起業した経験や外資系金融機関で支店長を務めた経験を有し、現在の投資ファンドのゼネラル・パートナーとしての経験等を通して培ったグローバルな高い知見を活かし、投資家視点だけでなく多様な視点からご意見・ご指摘をいただいたことから、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待するものです。

在任期間

本総会終結の時をもって6年

候補者番号 | 10

よしざわ かずひろ
吉澤 和弘 1955年6月21日生

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数 4,500株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 日本電信電話公社入社
 2007年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現株式会社NTTドコモ) 執行役員に就任
 同 第二法人営業部長
 2011年 6月 同 取締役執行役員に就任
 同 人事部長
 2012年 6月 同 取締役常務執行役員に就任
 同 経営企画部長モバイル社会研究所担当
 2013年 7月 同 経営企画部長兼事業改革室長
 同 モバイル社会研究所担当
 2014年 6月 同 代表取締役副社長に就任
 同 技術・デバイス・情報戦略担当
 2016年 6月 同 代表取締役社長に就任
 2020年 12月 同 取締役に就任
 2021年 6月 同 相談役に就任 (現)
 2021年 7月 当社顧問に就任

2022年 6月 同 取締役に就任 (現)

(重要な兼職の状況)

株式会社NTTドコモ 相談役
 ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外取締役
 パーソルホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手通信会社において代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴に基づく豊富な知見を活かし、当社グループの更なる情報技術の発展や持続的な成長のため、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待するものです。

在任期間

本総会終結の時をもって4年

候補者番号 | 11

いとう ゆうじろう
伊藤 雄二郎 1955年8月3日生

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数 5,400株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行
 2005年 6月 同 執行役員に就任
 同 総務部長
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部長
 2009年 4月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員に就任
 2011年 4月 同 取締役兼常務執行役員に就任
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
 常務執行役員に就任
 同 取締役に就任
 2012年 4月 株式会社三井住友銀行 取締役兼常務執行役員に就任
 2013年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
 代表取締役
 同 取締役に就任
 株式会社三井住友銀行
 取締役兼副頭取執行役員に就任
 2014年 4月 同 副会長に就任
 2017年 4月 同 副会長に就任

2019年 5月 銀泉株式会社 顧問に就任
 2019年 6月 同 代表取締役社長に就任
 2022年 6月 同 代表取締役社長を退任
 当社取締役に就任 (現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手金融機関において代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴に基づく豊富な知見を活かし、当社グループの更なるコーポレートガバナンス強化のため、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待するものです。

在任期間

本総会終結の時をもって4年

候補者番号 | 112

なんぶ とし かず
南部 智一 1959年1月21日生

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数 2,200株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 住友商事株式会社 入社
 2012年 4月 同 執行役員に就任
 2015年 4月 同 常務執行役員に就任
 米州住友商事グループ CEO
 米州住友商事会社 社長
 2017年 4月 住友商事株式会社 専務執行役員に就任
 同 メディア・生活関連事業部門長
 2019年 6月 同 代表取締役専務執行役員に就任
 同 メディア・デジタル事業部門長 CDO
 2020年 4月 同 代表取締役副社長執行役員に就任
 同 メディア・デジタル事業部門長 CDO
 2022年 4月 同 代表取締役副社長執行役員 CDO
 (メディア・デジタル事業部門および生活・不動産事業部門管掌)
 2023年 4月 同 代表取締役社長付 CDOアドバイザー
 2023年 6月 同 顧問 CDOアドバイザー
 2023年 7月 当社顧問に就任
 2024年 4月 住友商事株式会社 副会長
 2024年 6月 同 取締役副会長に就任 (現)
 当社取締役に就任 (現)

(重要な兼職の状況)
 住友商事株式会社 取締役副会長
 FPT Corporation 社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

大手総合商社において取締役副会長を務めており、その職歴に基づき豊富な知見を活かし、当社グループの海外事業及びDXの更なる推進とコーポレートガバナンス強化のため、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待するものです。

在任期間

本総会終結の時をもって2年

候補者番号 | 113

ふくもと
福本 ともみ 1959年2月18日生

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数 800株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 サントリー株式会社 (現 サントリーホールディングス株式会社) 入社
 2012年 1月 サントリーホール総支配人
 2015年 4月 サントリーホールディングス株式会社
 執行役員に就任
 同 コーポレートコミュニケーション本部
 副本部長
 サントリービジネスエキスパート株式会社
 常務取締役に就任
 同 お客様リレーション本部長
 2018年 4月 サントリーホールディングス株式会社
 コーポレートサステナビリティ推進本部長
 2022年 1月 同 顧問
 同 CSRアンバサダー
 同 サステナビリティ担当シニアアドバイザー
 公益財団法人 サントリー芸術財団 専務理事
 2024年 4月 サントリーホールディングス株式会社 社友
 公益財団法人 サントリー芸術財団
 シニアアドバイザー (現)
 2024年 6月 当社取締役に就任 (現)

(重要な兼職の状況)
 株式会社東京會舘 社外取締役
 株式会社ミルボン 社外取締役
 公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 理事

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

大手飲料メーカーにおいてサステナビリティ部門等の幅広い経験及び同グループ会社での経営経験を有しており、その職歴に基づき豊富な知見を活かし、当社グループの持続的な企業価値の向上のため、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待するものです。

在任期間

本総会終結の時をもって2年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年	4月	日興証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社) 入社
2010年	3月	同 執行役員に就任 同 企画副担当兼経営企画部長
2015年	3月	同 常務執行役員に就任 同 金融・公共法人本部長
2018年	3月	同 常務取締役に就任 同 企画統轄
2019年	4月	同 専務取締役に就任 同 企画統括兼財務担当
2019年	6月	同 取締役兼専務執行役員に就任 同 企画統括兼財務担当
2020年	4月	同 代表取締役社長に就任
2024年	4月	同 特別顧問 (現)
2025年	1月	当社 顧問に就任
2025年	6月	同 取締役に就任 (現)

(重要な兼職の状況)
SMBC日興証券株式会社 特別顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手証券会社において代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴に基づく金融市場や経営戦略に関する豊富な知見を活かし、当社グループの企業価値向上並びにコーポレートガバナンス強化のため、引き続き独立した立場から経営の監督・提言をしていただくことを期待するものです。

在任期間

本総会終結の時をもって1年

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 桑野幸徳、関美和、吉澤和弘、伊藤雄二郎、南部智一、福本ともみ、近藤雄一郎の7氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、桑野幸徳、関美和、吉澤和弘、伊藤雄二郎、南部智一、福本ともみ、近藤雄一郎の7氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につきまして、責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。本議案において7氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております。本議案におきまして各取締役候補者の選任が承認可決された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
5. 当社は、桑野幸徳、関美和、吉澤和弘、伊藤雄二郎、南部智一、福本ともみ、近藤雄一郎の7氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案において7氏の選任が承認可決された場合には、7氏は引き続き独立役員となる予定であります。
6. 関美和氏が取締役を務めるオリックス株式会社と当社の間には取引関係がありますが、その取引額は、過去3事業年度においていずれも双方の売上高の0.1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
7. 吉澤和弘氏が相談役を務める株式会社NTTドコモ、取締役を務めるソニーフィナンシャルグループ株式会社及び取締役を務めるパーソルホールディングス株式会社と当社の間には取引関係がありますが、その取引額は、過去3事業年度においていずれも双方の売上高の0.2%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
8. 南部智一氏が取締役副会長を務める住友商事株式会社と当社の間には取引関係がありますが、その取引額は、過去3事業年度においていずれも双方の売上高の0.2%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
9. 福本ともみ氏の出身企業であるサントリーホールディングス株式会社と当社の間には取引関係がありますが、その取引額は、過去3事業年度においていずれも双方の売上高の0.1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
10. 近藤雄一郎氏が特別顧問を務めるSMBC日興証券株式会社と当社の間には取引関係がありますが、その取引額は、過去3事業年度においていずれも双方の売上高の0.1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
11. 近藤雄一郎氏が2024年3月まで代表取締役社長を務めたSMBC日興証券株式会社は、同社の元役員職員が金融商品取引法第159条第3項に違反した事態に関して2022年10月に金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。また、同社は、同事態に関して2023年2月に東京地方裁判所より有罪判決を受け、同判決が確定しております。また、2022年10月に同社は、株式会社三井住友銀行の役員職員との間で非公開情報を授受した事態に関して、金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。同氏は、これら2事案の事態が判明するまでその事実を認識していませんでしたが、事態判明後は、法令順守の徹底や再発防止策の指示など、その職責を果たしてまいりました。

監査役1名選任の件

監査役 橋本好哲氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者

はしもと よしのり
橋本 好哲 1960年11月27日生

再任 所有する当社株式の数 13,958株



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2004年 10月 同 福井支店長
 2008年 4月 同 富山支店長
 2010年 3月 同 金沢支店長
 2015年 4月 同 金沢支社長
 2016年 4月 同 執行役員に就任
 同 北陸ブロック長
 2019年 4月 同 上席執行役員に就任
 同 集合住宅事業推進部長
 (北陸ブロック・信越担当)
 2019年 10月 同 中部・信越ブロック長
 2020年 4月 同 名古屋支社長
 同 愛知ブロック長
 同 中部ブロック長
 同 集合住宅事業推進部長
 (愛知ブロック・中部担当)

2022年 4月 同 監査役室部長
 2022年 6月 同 監査役に就任(現)

監査役候補者とした理由

長年にわたる事業所長としての経験を有することから事業所経営に関する豊富な知見を持ち、常勤監査役として現場実査に基づく的確な助言を行うなど監査役会全体としての監査の実効性向上に貢献することを期待し、再任をお願いするものです。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、橋本好哲氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につきまして、責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております。本議案におきまして監査役候補者の選任が承認可決された場合には、監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

<社外役員の独立性判断基準>

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（※1）
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（※2）又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（※3）又はその業務執行者
- ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に、多額（※4）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑧ 当社グループから多額（※4）の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨ 当社グループから多額（※4）の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑩ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑪ 上記②～⑩に過去3年間において該当していた者
- ⑫ 上記①～⑩に該当する者が重要な者（※5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

※1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人並びに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者（社外役員を除く）をいう。

※2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

※3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

※4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。

※5. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

第4号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬は、1996年6月27日開催の第57期定時株主総会におきまして、固定報酬を月額70百万円以内で支給することについて、2022年6月29日開催の第83期定時株主総会におきまして、事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬をそれぞれ年額900百万円以内、あわせて年額1,800百万円以内で支給することについて、2024年6月27日開催の第85期定時株主総会におきまして、取締役賞与を年額1,500百万円以内で支給することについて、それぞれご承認をいただいております。

当社は、米国を中心とした海外事業の拡大などに取組むとともに、住宅系と非住宅系の2大本部制への組織再編を実施するなど、経営基盤の強化を行ってまいりました。また、新卒の初任給の引き上げや当社従業員への継続的な賃上げなど、人的資本への投資も積極的に行っております。

このような背景の中、昨今の予測困難なグローバルな経営環境において、当社取締役に対し、更なる持続的な成長モデルの実現と中長期的な企業価値向上の動機づけを高めること、また、海外事業の拡大に対応した優秀な経営人財をグローバルレベルで登用することを可能にするため、グローバル展開を行う当社と同等又はそれ以上の企業群の水準を参考に、更なる競争力を有する報酬水準への移行を図るため、取締役の固定報酬を月額100百万円以内（うち社外取締役は月額20百万円以内）といたしたく改定をお願いするものであります。取締役の固定報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与を含まないものといたしたく存じます。

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、本事業報告「3. 会社役員に関する事項（2）①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。なお、第6号議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を23頁の【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。

現在の取締役の員数は14名（うち社外取締役7名）であり、第2号議案「取締役14名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

第5号議案

監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬は、2019年6月25日開催の第80期定時株主総会におきまして、月額18百万円以内で支給することについて、ご承認をいただいております。

この間、経済情勢が大きく変化したことや、コーポレートガバナンスの更なる強化に向けて監査役の責務や期待される役割が増大していること等を鑑みて、監査役の報酬額を月額25百万円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

現在の監査役の員数は6名であり、第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、監査役の員数に変更はありません。

取締役(社外取締役を除く)に対する 業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)制度及び 譲渡制限付株式報酬(リストラクテッド・ストック・ユニット)制度の 報酬額等及び内容の決定の件

1 提案の内容及び当該報酬制度を導入する目的

現在の当社取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)の報酬は、金銭報酬としての「固定報酬」及び「年次賞与」並びに株式報酬としての「事後交付型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」により構成されております。

今般、当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする報酬諮問委員会での協議を踏まえ、株主の皆様との一層の価値共有、当社の企業価値の持続的な向上、並びに大和ハウスグループの“将来の夢”(パーパス)である「生きる喜びを、未来の景色に。」の実現に向けた社会価値の創出を動機付けることを目的として、役員報酬制度を改定することといたしました。

本改定の一環として、現行の株式報酬制度を見直し、対象取締役に對し、パフォーマンス・シェア・ユニット制度(以下「PSU制度」という。)及びリストラクテッド・ストック・ユニット制度(以下「RSU制度」という。)また、PSU制度及びRSU制度を総称して、「本株式報酬制度」という。)の2つの類型により構成される新たな株式報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いするものです。

2 本株式報酬制度の概要

I. PSU制度について

1. 制度の概要

PSU制度は、連続する複数(3年から5年までの間で当社が定めるものとします。)の期間からなる業績評価期間(以下「業績評価期間」という。)を通じた当社の企業価値の持続的な向上と社会価値の創出を図るインセンティブを付与するため、当社普通株式(以下「当社株式」という。)の交付及びその交付に伴い生じる納税費用に充当することを目的とした金銭(以下「納税目的金銭」という。)の支給を行う事後交付型の業績連動型株式報酬制度です。

当社株式の交付は、原則として業績評価期間終了後に、対象取締役に對して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分の際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

PSU制度の対象となる初回の付与対象期間は2026年3月期に係る定時株主総会の日から2027年3月期に係る定時株主総会の日の前日までの1年間、また、初回の業績評価期間は2027年3月期から2029年3月期までの3事業年度です。翌年以降も、本議案で承認を受けた範囲内で、定時株主総会の日を基準とした1年間を付与対象期間とし、連続する複数(3年から5年までの間で当社が定めるものとします。)の期間を業績評価期間とするPSU制度の実施を予定しています。

2. 交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

PSU制度では、報酬諮問委員会の協議・答申に基づく取締役会決議により、各対象取締役の役位等に応じて在任年度ごとに付与されるユニット（以下「基準株式ユニット（PSU）」という。）の数（1ユニット=当社株式1株）に、業績評価期間中の配当込みTOPIX（東証株価指数）成長率をベンチマークとした当社のTSR（株主総利回り）評価等に応じた支給率（0%から150%の範囲で変動）を乗じて、各対象取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額を決定します。

なお、各対象取締役に割り当てる当社株式の基準株式ユニット（PSU）数に、業績評価期間終了後に決定した支給率を乗じたユニット（以下「確定株式ユニット」という。）数のうち、原則として50%については、当社株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、残りは納税目的金銭として支給します。

当該金銭報酬債権と当該金銭の総額は、確定株式ユニット数に、業績評価期間終了後におけるPSU制度に基づく当社株式の割当に関する株式発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所（プライム市場）における当社株式の終値（当該日に終値が公表されない場合には終値の取得できる直近の日まで遡って算定します。以下「交付時株価（PSU）」という。）を乗じた金額とします。

確定株式ユニット数の合計は年840,000株以内（※1）、対象取締役に交付する当社株式の数（以下「交付上限株式数（PSU）」という。）の合計は年420,000株以内（※1）、対象取締役に支給する1年当たりの金銭報酬債権及び納税目的金銭の総額の上限はそれぞれ確定株式ユニット数の合計の上限である年420,000株に交付時株価（PSU）を乗じた額とします。

なお、この交付上限株式数（PSU）の合計が発行済株式総数に占める割合は実質的には1事業年度当たり0.0637%未満と希薄化率は軽微であります。

交付する株式の数及び納税目的金銭の計算式は以下のとおりです。

- (A) 各対象取締役に交付する当社株式の数
基準株式ユニット(PSU)数(※2)×支給率(※3)×50%
- (B) 各対象取締役に支給する納税目的金銭の額
{(基準株式ユニット(PSU)数×支給率-上記(A)の当社株式の数)}×交付時株価(PSU)
- (C) 各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額
上記(A)の当社株式の数×交付時株価(PSU)

※1 確定株式ユニット数の合計及び交付上限株式数（PSU）は、本議案が承認可決した日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他当社株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

※2 各対象取締役の役位等に応じて、報酬諮問委員会にて協議のうえ、毎年決定します。

※3 支給率は、報酬諮問委員会における協議・答申を踏まえた取締役会決議に基づき決定する評価指標の達成率等に応じて決定します。なお、本議案をご承認いただいた場合の当初の支給率決定方法は、以下のとおりです。

評価指標	評価ウェイト	個別評価期間
①相対TSR	80%	3年
②ESG指標	20%	1年

①相対TSR評価による支給率は、以下の算定式による配当込みTOPIX（東証株価指数）成長率をベンチマークとした当社のTSR（株主総利回り）評価に基づいて決定します。

- 相対TSR評価支給率=当社TSR÷配当込みTOPIX成長率
- 当社TSR=(TSR評価期間最終年の最後の月の株価終値平均+TSR評価期間中の日を基準日とする配当金総額)÷TSR評価期間開始前の月の株価終値平均
- 配当込みTOPIX成長率=TSR評価期間最終年の最後の月の配当込みTOPIX終値平均÷TSR評価期間開始前の月の配当込みTOPIX終値平均

②ESG指標評価による支給率については、当社の中期経営計画で定める重点テーマ等に基づき、当社の社会価値の創出に向けた取組みを評価することのできる指標と算定式を報酬諮問委員会にて協議のうえ、取締役会で決定します。なお、ESG指標は当社の中長期的な目標の達成に向けた毎期の施策を評価する観点から単年度評価としていますが、株式の交付は業績評価期間である3事業年度の終了後となります。

3. 組織再編等における取扱い

業績評価期間中に、組織再編等に関する事項が、当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が、PSU制度に基づく当社株式の交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）には、当該対象取締役に対して、取締役会において定める合理的な方法に基づき算定される額の金銭を支給することができるものとします。

4. 退任等における取扱い

業績評価期間中に任期満了等の正当な事由で退任した対象取締役に対しては、当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人等に交付する当社株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。取締役が退任した場合において、任期満了、死亡その他正当な理由があると取締役会が判断する場合を除き、当社は、PSU制度に基づき付与された基準株式ユニット（PSU）の全てを没収します。

II. RSU制度について

1. 制度の概要

RSU制度は、連続する複数（3年から5年までの間で当社が定めるものとします。）の期間からなる期間（以下「対象期間」という。）中、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、当社株式の交付及び納税目的金銭の支給を行う事後交付型の譲渡制限付株式報酬制度です。

当社株式の交付は、原則として対象期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

RSU制度の対象となる初回の付与対象期間は2026年3月期に係る定時株主総会の日から2027年3月期に係る定時株主総会の日の前日までの1年間、また、初回の対象期間は2026年3月期に係る定時株主総会の日から2029年3月期に係る定時株主総会の日の前日までの3年間です。翌年以降も、本議案で承認を受けた範囲内で、定時株主総会の日を基準とした1年間を付与対象期間とし、連続する複数（3年から5年までの間で当社が定めるものとします。）の期間を対象期間とするRSU制度の実施を予定しています。

2. 交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

RSU制度では、報酬諮問委員会の協議・答申に基づく取締役会決議により、各対象取締役の役位等に応じて在任年度ごとに付与されるユニット（以下「基準株式ユニット（RSU）」という。）の数（1ユニット=当社株式1株）を支給します。

なお、各対象取締役に割り当てる当社株式の基準株式ユニット（RSU）数のうち、原則として50%については、当社株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、残りは納税目的金銭として支給します。

当該金銭報酬債権の額は、基準株式ユニット（RSU）数に、対象期間終了後におけるRSU制度に基づく当社株式の割当に関する株式発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所（プライム市場）における当社株式の終値（当該日に終値が公表されない場合には終値の取得できる直近の日まで遡って算定します。以下「交付時株価（RSU）」という。）を乗じた金額とします。

基準株式ユニット（RSU）数の合計は年240,000株以内（※1）、対象取締役に交付する当社株式の数（以下「交付上限株式数（RSU）」という。）の合計は年120,000株以内（※1）、対象取締役に支給する1年当たりの金銭報酬債権及び納税目的金銭の総額の上限はそれぞれ基準株式ユニット（RSU）数の合計の上限である年120,000株に交付時株価（RSU）を乗じた額とします。

なお、この交付上限株式数（RSU）の合計が発行済株式総数に占める割合は実質的には1事業年度当たり0.0182%未満と希薄化率は軽微であります。

交付する株式の数及び納税目的金銭の計算式は以下のとおりです。

- (A) 各対象取締役に交付する当社株式の数
基準株式ユニット(RSU)数(※2)×50%
- (B) 各対象取締役に支給する納税目的金銭の額
(基準株式ユニット(RSU)数-上記(A)の当社株式の数)×交付時株価(RSU)
- (C) 各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額
上記(A)の当社株式の数×交付時株価(RSU)

※1 基準株式ユニット(RSU)数の合計及び交付上限株式数(RSU)は、本議案が承認可決した日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他当社株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

※2 各対象取締役の役員等に応じて、報酬諮問委員会にて協議のうえ、毎年決定します。

3. 組織再編等における取扱い

対象期間中に、組織再編等に関する事項が、当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が、RSU制度に基づく当社株式の交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。)には、当該対象取締役に対して、取締役会において定める合理的な方法に基づき算定される額の金銭を支給することができるものとしします。

4. 退任等における取扱い

対象期間中に任期満了、死亡その他の正当な事由で退任した対象取締役に対しては、当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人等に交付する当社株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。取締役が退任した場合において、任期満了、死亡その他の正当な理由があると取締役会が判断する場合を除き、当社は、RSU制度に基づき付与された基準株式ユニット(RSU)の全てを没収します。

3 マルス・クローバック条項（報酬の返還等）

当社は、役員報酬制度の健全性確保の観点から、非違行為や不正会計等の一定の事由が生じた場合に、報酬諮問委員会の協議を経た取締役会の判断により、当該事由が発覚した日が属する事業年度及びその前の3事業年度を対象期間として、当該期間に支給された株式報酬の全部又は一部を没収又は返還を求めるマルス・クローバック条項を設ける予定です。

本議案は、報酬等のうち、額が確定していないものについて、その具体的な算定方法を決議する議案として付議するものであり、その枠内での各対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役の個人別の報酬等の内容決定に関して取締役会から委任を受けた代表取締役会長が、報酬諮問委員会における協議・答申内容を十分に踏まえたうえで決定します。

また、本総会の第2号議案「取締役14名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本議案の対象となる対象取締役は7名となります。当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、本事業報告「3. 会社役員に関する事項（2）①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。

本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役に加えて執行役員についても、同様の株式報酬制度の改定を行う予定です。

【ご参考】

1. 「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」

当社の取締役報酬は、大和ハウスグループの“将来の夢”（パーパス）である「生きる喜びを、未来の景色に。」に共感し、その実現に向けた中長期的な企業価値向上・社会価値創出に貢献する人材に対し、それらに資する持続的な取組みを強く動機付け、グローバル企業の取締役としてそれらの取組みを担う役割や貢献の大きさに相応しい報酬を獲得する機会を有する制度となるよう設計しております。

取締役報酬は、金銭報酬としての「固定報酬」、事業価値創出に向けた短期財務目標の達成を動機付ける「年次賞与」、中長期的な企業価値の向上と社会価値の創出に資する持続的な取組みを動機付ける株式報酬としてのパフォーマンス・シェア・ユニット制度（PSU制度）及びリストラクテッド・ストック・ユニット制度（RSU制度）で構成しております。

なお、社外取締役の報酬は金銭報酬としての「固定報酬」のみとしております。

2. 「持株ガイドライン」

当社は、株主との持続的な価値共有の観点から、社外取締役を除く取締役に対して、当社株式の保有に関するガイドラインを設定しています。具体的には、取締役は当該役位就任後5年以内に基本報酬の2倍に相当する当社株式を継続保有することを目標としています。

以上

事業報告

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、主要国を中心に緩やかな成長基調で推移したものの、通商政策の動向に加え、2026年2月以降の中東情勢の悪化等の地政学リスクにより、先行き不透明な状況が継続しました。わが国経済においては、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は底堅く推移した一方、物価上昇や金利動向、為替変動等の影響から、本格的な回復にはなお時間を要する状況となりました。

国内の住宅市場においては、2025年4月から2026年3月の累計新設住宅着工戸数は、持家、貸家及び分譲住宅が減少し、全体として前年比マイナスとなりました。一般建設市場では、建築着工床面積において、事務所、店舗、工場及び倉庫が減少し、全体として前年比マイナスとなりました。

このような事業環境の中、当連結会計年度における売上高は5兆5,768億6千1百万円（前期比2.6%増）、営業利益は6,148億7千9百万円（前期比12.6%増）、経常利益は5,719億7千1百万円（前期比10.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,505億6千8百万円（前期比7.8%増）となり、第7次中期経営計画において最終年度として計画していた2027年3月期の売上高及び営業利益目標を1年前倒しで達成いたしました。

また、2026年3月には、住友電設株式会社の株式を取得し、連結子会社化しております。

なお、上記の営業利益には退職給付数理差異等償却益1,156億7千5百万円を含んでおり、数理差異等を除いた営業利益は4,992億3百万円（前期比12.2%増）となりました。

各事業の状況は、次のとおりであります。

(注) 各事業の売上高は、外部顧客に対する売上高に各事業間の内部売上高等を加算して表示しております。

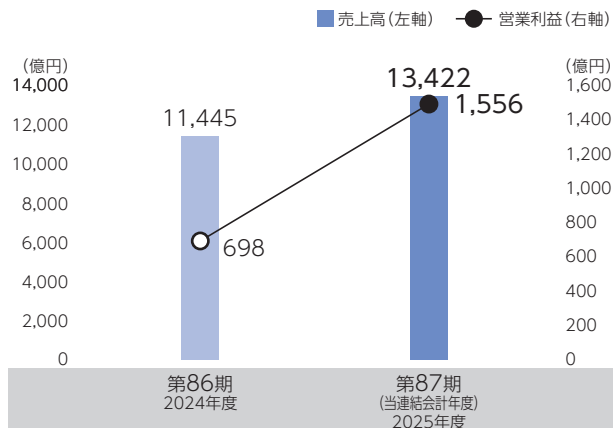
事業の概況

戸建住宅事業

売上高構成比

23.9%

戸建住宅の注文請負・分譲



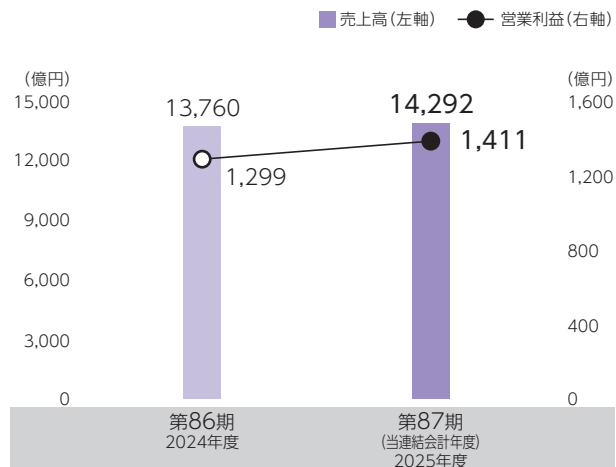
当事業の売上高は1兆3,422億5千2百万円(前期比17.3%増)、営業利益は1,556億9千6百万円(前期比123.0%増)となりました。

国内では、自由設計と規格住宅のメリットを組み合わせた「Smart Made Housing」の拡販及び各種販売キャンペーンの効果もあり、注文住宅及び分譲住宅ともに販売戸数が増加いたしました。さらに、リブネス事業におけるリフォームや買取販売事業も業績に寄与いたしました。

なお、2026年2月にAIによる住宅プラン提案ツール「AIプランコンシェルジュ ver.2」の機能を強化するなど、設計効率化の取組みを通じて、提案力及び事業基盤の強化を進めております。

海外では、米国における販売コミュニティの拡大や販売施策の強化により、累計受注・引渡戸数は前年比で増加いたしました。また、2025年10月末に実施した大型土地売却も業績に寄与いたしました。

賃貸住宅の開発・建築、管理・運営、仲介



当事業の売上高は1兆4,292億7千3百万円(前期比3.9%増)、営業利益は1,411億4千2百万円(前期比8.6%増)となりました。

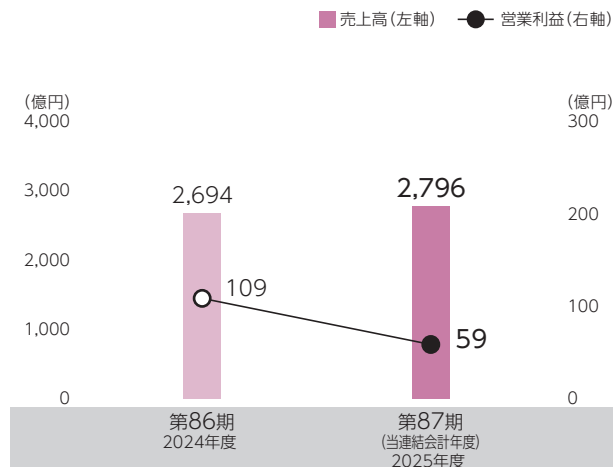
賃貸住宅事業では、賃貸住宅の開発・管理・運営を通じて、オーナー様の資産価値向上に資する賃貸住宅経営の提案及びサポートを行いました。また、環境負荷低減に貢献する省エネ・創エネに対応したZEH-M物件の普及を進めました。

大和リビング株式会社では、賃貸住宅「D-ROOM」の提供に加え、設備更新等を通じた住環境の向上に取組み、管理戸数の拡大と安定的な入居率を維持いたしました。

大和ハウス賃貸リフォーム株式会社では、当社施工の賃貸住宅における定期点検や診断を通じたリレーションの強化を図り、保証延長工事やリノベーション提案を推進いたしました。

海外では、2024年11月に持分法適用関連会社となったAlliance Residential Companyと、賃貸住宅開発に関する連携を進め、第一弾として、2026年2月より、米国テキサス州セリーナにおいて414戸の賃貸住宅開発「Prose Ownsby Farms(プロズ・オウズビー・ファームズ)」を着工いたしました。

マンションの開発・分譲・管理

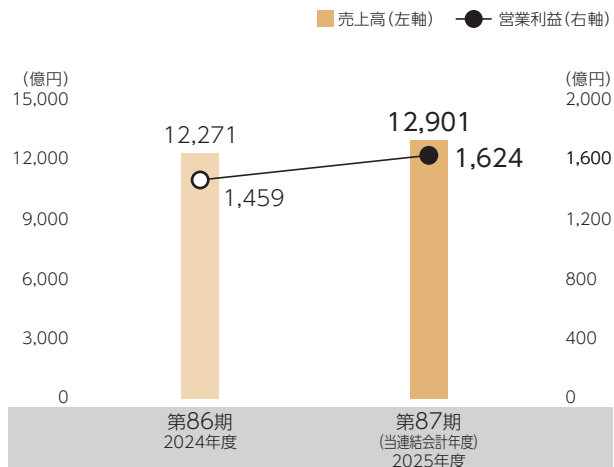


当事業の売上高は2,796億2千2百万円(前期比3.8%増)、営業利益は59億9千3百万円(前期比45.1%減)となりました。これは、分譲マンションの引渡戸数が前年を下回ったことなどが主な要因です。

マンション事業では、首都圏及び地方中核都市を中心に新築分譲マンションの販売を行いました。2026年2月より販売を開始した「プレミスタワー船橋」(千葉県)及び「プレミスタワー大分」については、駅前立地や複合開発といった特性が評価され、販売は概ね順調に推移いたしました。

また、大和ライフネクスト株式会社では、マンション管理戸数が順調に増加しております。法人向け賃貸社員寮「エルプレイス」シリーズでは、77棟目となる「エルプレイス反町」(神奈川県)を開業するなど、事業は堅調に推移いたしました。

商業施設の開発・建築、管理・運営



当事業の売上高は1兆2,901億9千2百万円(前期比5.1%増)、営業利益は1,624億9千2百万円(前期比11.4%増)となりました。

商業施設事業では、大型物件への取組み強化に加え、当社で土地を取得し、開発企画からテナントリーシング、設計・施工まで一体的に行った物件の分譲事業や、事業用施設の買取販売事業が増収増益に寄与いたしました。2026年1月には、オフィス・店舗・立体駐車場の複合施設である「d_ll HIROSHIMA(ディール広島)」が竣工し、オフィスは中四国最大級の規模となっております。

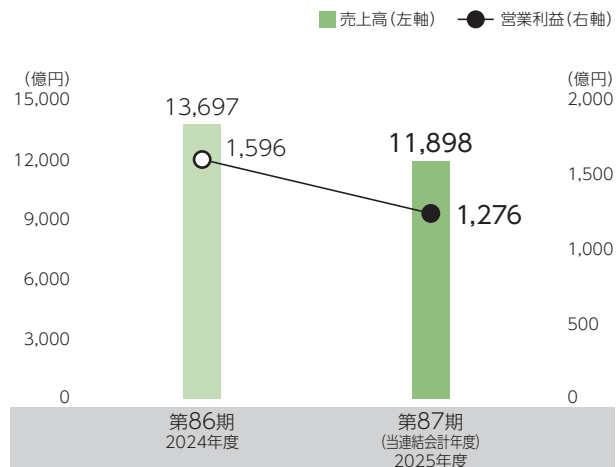
また、大和リース株式会社では、宇都宮市中央卸売市場の跡地を活用した商業施設「フレスポうつのみや市場」や、Park-PFIを活用した総合公園「アークタウン宇都宮」を開業いたしました。

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社の都市型ホテル事業では、平均稼働率は前年比で増加したほか、高単価販売を戦略的に推進した結果、ADR(※1)及びRevPAR(※2)は前年比で増加いたしました。

※1. 客室平均単価。

※2. 販売可能客室1室当たり売上。

物流・製造施設、医療介護施設等の開発・建設、管理・運営



当事業の売上高は1兆1,898億8百万円(前期比13.1%減)、営業利益は1,276億4千5百万円(前期比20.0%減)となりました。これは、開発物件売却の減少が主要要因です。

物流施設関連では、「DPL埼玉深谷」及び「DPL静岡袋井」を着工いたしました。

医療介護・R&D施設関連では、介護施設を中核とした複合施設「D-Medicare+名古屋一社」及び法人向け社員寮が竣工いたしました。

事務所・工場等の拠点サポート関連では、大型案件の受注が堅調に推移し、自動車部品工場、冷凍冷蔵倉庫、船舶用部品工場等の案件に着手いたしました。

リブネス事業では、既存物件の売却及び新規物件の取得を行い、資産の入替えを進めました。

プロパティマネジメント事業では、大和ハウスプロパティマネジメント株式会社が物流施設等4棟で新規プロパティマネジメント契約を締結し、2026年3月末時点の管理棟数は269棟、管理面積は約1,124万㎡となりました。

ロジスティクスサービス事業を展開するダイワロジテックグループでは、顧客企業のDX投資を背景にIT事業を中心とした受注が堅調に推移いたしました。また、大和物流株式会社では「物流の2030年問題」への対応の一環として、外部パートナーが開発するレベル2自動運転トラックの商用運行を開始したほか、若松梱包運輸倉庫株式会社において新規顧客の獲得が進み、物流センター稼働率が上昇いたしました。

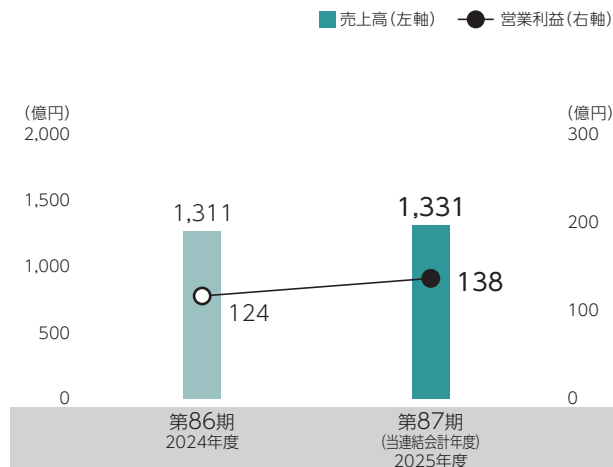
海外では、米国の「Blue Ridge Commerce Center」及びマレーシアの「DPL Malaysia Ⅲ」において、リーシング活動を進めました。

環境エネルギー事業

売上高構成比

1.6%

再生可能エネルギー発電所の開発・建築、再生可能エネルギーの発電及び電力小売事業等



当事業の売上高は1,331億3千6百万円(前期比1.5%増)、営業利益は138億3千5百万円(前期比11.4%増)となりました。

環境エネルギー事業では、EPC事業、PPS事業及びIPP事業の3事業を展開しております。

EPC事業では、オフサイトPPA(※)及びオンサイトPPAの拡大により、再生可能エネルギー導入ニーズを着実に取り込みました。オフサイトPPAについては、2026年3月末時点で104ヶ所・152MWを運営しております。

PPS事業では、電力卸売市場におけるスポット価格が安定的に推移したことに加え、常時バックアップの運用等により収益性が向上いたしました。

IPP事業では、太陽光発電を中心に、風力発電及び水力発電を含む発電所を全国で825ヶ所運営しており、発電出力は1,046MWとなりました(2026年3月末日現在)。

また、新たな取組みとして、蓄電所ビジネスへの参入に向け、当社九州工場において系統用蓄電所の実証事業を進めており、工事は完了し、2026年8月の運転開始を予定しております。

海外では、タイにおいて、WHA Corporationとの合併会社により、海外初となるオンサイトPPA案件が運転を開始いたしました。

※Power Purchase Agreement (パワー・パーチェス・アグリーメント)の略。電力購入契約。

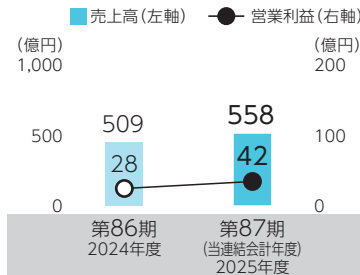
その他事業

売上高構成比

0.5%

金融事業、その他

当事業の売上高は558億3千5百万円(前期比9.7%増)、営業利益は42億4百万円(前期比48.0%増)となりました。

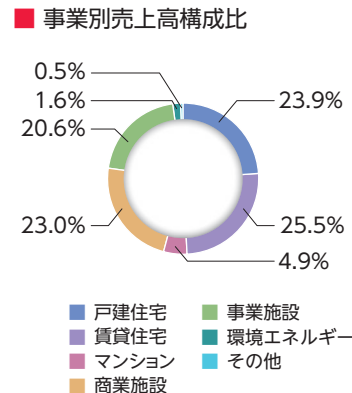
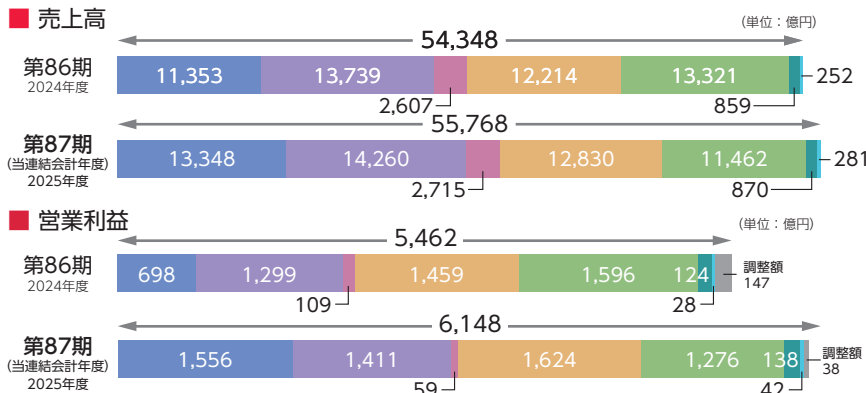


企業集団の部門別受注高及び売上高

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
戸建住宅	295,551	1,359,760	1,334,831	325,926
賃貸住宅	205,585	1,388,375	1,426,094	167,866
マンション	83,922	304,577	271,502	116,997
商業施設	255,039	1,338,109	1,283,062	310,086
事業施設	834,038	1,210,016	1,146,215	1,120,477
環境エネルギー	1,011	104,899	87,009	18,901
その他	0	28,185	28,146	40
合計	1,675,150	5,733,924	5,576,861	2,060,296

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 各事業部門の区分につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 主要な事業内容」に記載しております。
 3. 前期繰越高・当期受注高・当期売上高・次期繰越高ともに外部顧客に対する前期繰越高・当期受注高・当期売上高・次期繰越高を表示しております。
 4. 住友電設株式会社及びその子会社が当連結会計年度中に連結子会社となったこと等により、前期繰越高+当期受注高-当期売上高は次期繰越高に一致しません。



- (注) 1. 「売上高」「事業別売上高構成比」は外部顧客に対する売上高を表示しております。
 2. 「営業利益」のグラフ内に記載の調整額には、セグメント間取引消去、のれんの償却額、各セグメントに配賦していない全社費用が含まれております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、6,108億円であり、その主なものは、事業用地及び賃貸等不動産の取得であります。

また、当連結会計年度における主な資金調達として、コマーシャル・ペーパー1,790億円及び社債350億円の発行、並びに長期借入金5,792億円の調達を実施いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の社会経済環境については、2026年初頭以降の中東情勢を背景としたエネルギーや資材の価格動向等、先行きの不確実性が高まっております。

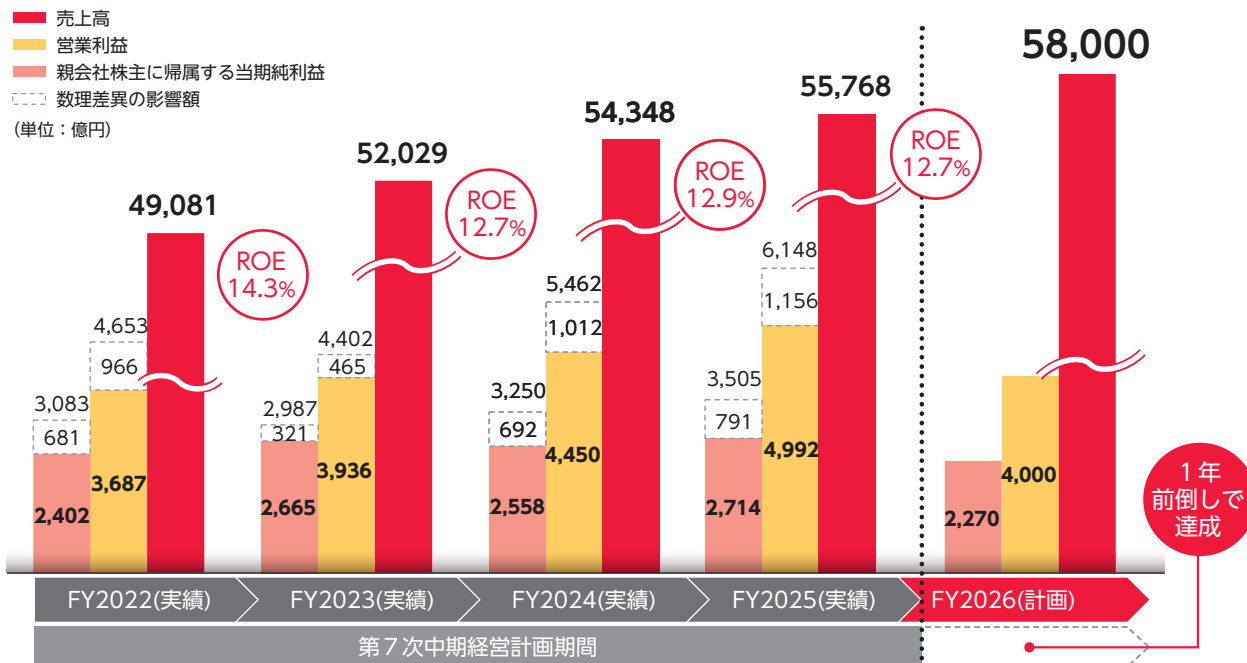
また、国内においても、労働力不足、物価上昇、資金調達コストの上昇、為替変動等への対応が引き続き求められる状況にあります。

このような環境を踏まえて、次期の業績につきましては、足元の中東情勢について2026年9月頃までに一定の落ち着きが見込まれることを前提に、建設資材や設備等の値上げに伴う原価高騰や工事遅延の影響を織り込み、売上高5兆8,000億円、営業利益4,000億円、経常利益3,420億円、親会社株主に帰属する当期純利益2,270億円を見込んでおります。なお、上記の営業利益には退職給付数理差異償却額を見込んでおりません。また、次期の設備投資額は5,000億円、減価償却費は1,600億円と見込んでおります。

なお、2027年3月期より開始予定の第8次中期経営計画につきましては、事業環境の先行きに対する見極めに時間を要することから、発表時期を延期しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

第7次中期経営計画最終年度の売上高、営業利益、当期純利益の目標を1年前倒しで達成
第8次中期経営計画は事業環境の先行きを見極めたのち、公表予定です



資本政策・株主還元に関する基本方針

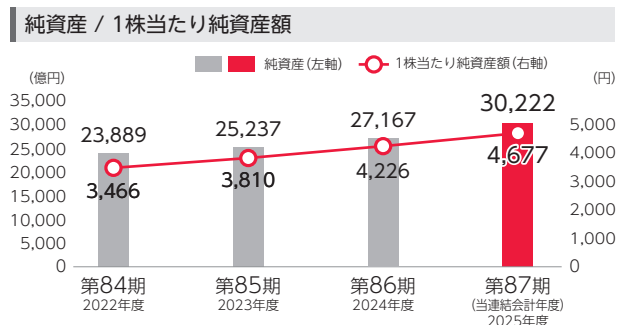
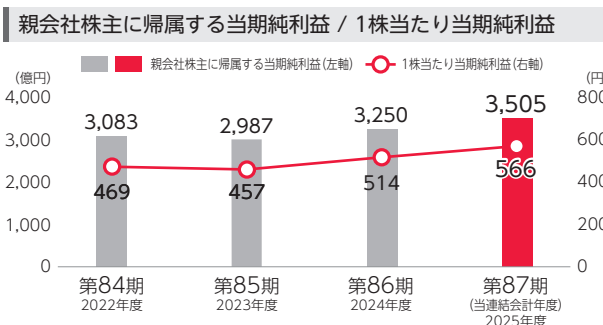
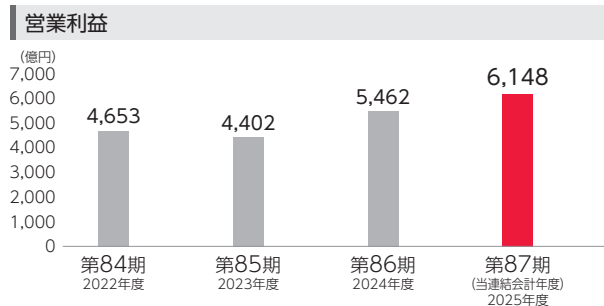
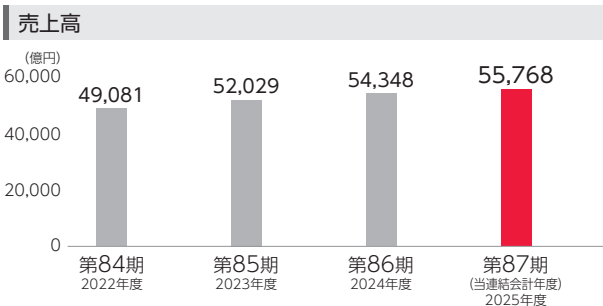
- I ROEの設定 目標 **13%**以上
 - II 適正な財務レバレッジ D/Eレシオ **0.6** 倍程度
 - III 株主還元 ・ 配当性向 **35%**以上かつ、一株当たり配当金額の下限は **145*** 円
・ 機動的な自己株式の取得
- ※2024年度よりこれまでの130円から145円に変更いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第84期 2022年度	第85期 2023年度	第86期 2024年度	第87期 (当連結会計年度) 2025年度
売上高 (百万円)	4,908,199	5,202,919	5,434,819	5,576,861
営業利益 (百万円)	465,370	440,210	546,279	614,879
経常利益 (百万円)	456,012	427,548	515,985	571,971
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	308,399	298,752	325,058	350,568
1株当たり当期純利益 (円)	469.12	457.16	514.00	566.47
自己資本当期純利益率 (%)	14.33	12.65	12.87	12.72
総資産 (百万円)	6,142,067	6,533,721	7,049,323	8,412,419
純資産 (百万円)	2,388,914	2,523,762	2,716,745	3,022,275
1株当たり純資産額 (円)	3,466.86	3,810.21	4,226.17	4,677.09
自己資本比率 (%)	37.2	37.3	37.1	34.4

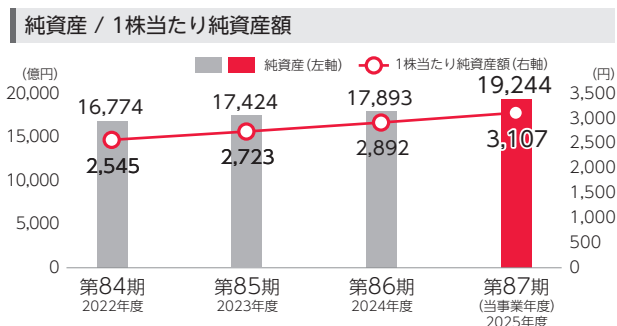
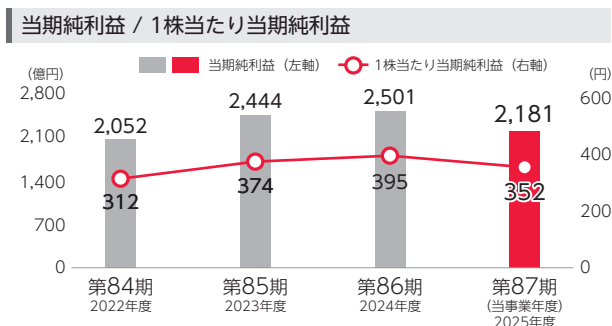
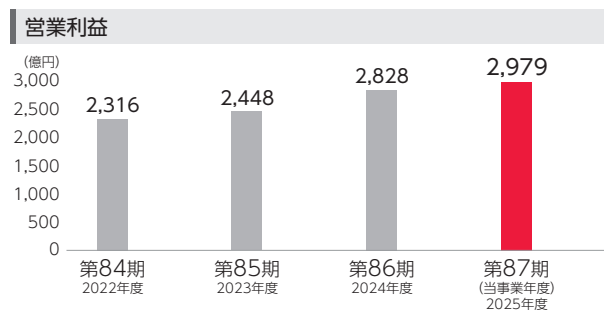
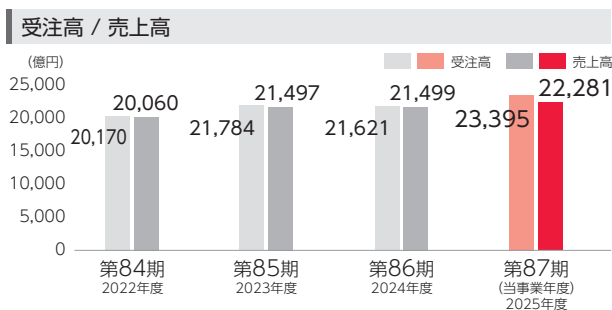
(注) 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第84期 2022年度	第85期 2023年度	第86期 2024年度	第87期 (当事業年度) 2025年度
受 注 高 (百万円)	2,017,052	2,178,431	2,162,138	2,339,572
売 上 高 (百万円)	2,006,066	2,149,713	2,149,973	2,228,120
営 業 利 益 (百万円)	231,631	244,809	282,894	297,941
経 常 利 益 (百万円)	261,696	295,635	331,035	349,356
当 期 純 利 益 (百万円)	205,293	244,486	250,165	218,138
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	312.28	374.12	395.58	352.48
総 資 産 (百万円)	3,876,635	4,155,476	4,294,353	5,187,507
純 資 産 (百万円)	1,677,463	1,742,474	1,789,391	1,924,448
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	2,545.97	2,723.37	2,892.72	3,107.22

(注) 受注高、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



(5) 重要な連結子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
Stanley Martin Holdings, LLC	74,355	※ 94.1	米国戸建住宅事業
Trumark Companies, LLC	15,803	※ 80.0	米国戸建住宅事業
CRC Holdings LLC	75,280	※ 89.1	米国戸建住宅事業
CastleRock Communities LLC	30,121	※ 100.0	米国戸建住宅事業
大和ハウスリフォーム株式会社	100	100.0	リフォーム工事の請負、設計・施工管理、点検検査
大和ハウスリアルエステート株式会社	729	100.0	不動産の買取再販・売買仲介
株式会社デザインアーク	450	100.0	住宅機器・オフィス家具の製造・販売、事務機器のレンタル・リース
大和ランテック株式会社	100	100.0	地盤調査、地盤補強工事、建築工事
大和リビング株式会社	100	100.0	不動産の管理・運営
North Clark LLC	14,794	※ 100.0	米国賃貸住宅事業
DH MQW Pty Ltd	24,613	※ 100.0	豪州賃貸住宅事業
Daiwa House USA Member LLC	10,390	※ 100.0	米国賃貸住宅事業への投資
DH Phoenix, LLC	13,347	※ 100.0	米国賃貸住宅事業
AP 355 N. Central Holdings, LLC	13,158	※ 100.0	米国賃貸住宅事業
大和房屋（常州）房地產開発有限公司	14,403	100.0	中国不動産開発・販売等
大和ライフネクスト株式会社	130	100.0	マンション管理、ビル管理
和宝（南通）房地產開発有限公司	46,479	100.0	中国不動産開発・販売等
玖心（常州）房地產開発有限公司	28,659	※ 100.0	中国不動産開発・販売等
玖心（蘇州）房地產開発有限公司	35,175	※ 75.0	中国不動産開発・販売等
Elephant Park Plot H11b LLP	27,988	※ 75.0	英国不動産開発・販売等
Broadway Community Venture LLC	12,452	※ 67.8	米国不動産開発等
Broadway Community Owner LLC	12,452	※ 100.0	米国不動産開発・販売等
大和リース株式会社	21,768	100.0	建物のリース、建築請負、自動車のリース
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	200	100.0	不動産の賃貸・転貸・管理、都市型ホテルの経営
ロイヤルホームセンター株式会社	100	100.0	ホームセンターの経営
株式会社フジタ	14,002	100.0	建設工事の請負、企画、設計、監理及びコンサルティング
大和物流株式会社	3,764	100.0	貨物自動車運送
Daiwa House Malaysia Logistic Sdn. Bhd.	22,684	※ 100.0	マレーシアレンタル倉庫事業
住友電設株式会社 ^(注3)	6,440	100.0	電気設備工事業
PT. Daiwa House Indonesia	16,402	※ 100.0	インドネシア事業統括
Daiwa House Malaysia Sdn. Bhd.	25,207	※ 100.0	マレーシア事業統括
大和ハウスグループ投資事業有限責任組合	13,001	※ 100.0	スタートアップ企業への投資
DH Asia Investment Pte. Ltd.	126,714	100.0	持株会社
Daiwa House Australia Pty Ltd	76,325	※ 100.0	豪州地域統括会社
Daiwa House USA Holdings Inc.	299,912	100.0	米国地域統括会社
Daiwa House Texas Inc.	90,704	※ 100.0	米国不動産事業

- (注) 1. 資本金は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. ※の議決権の所有割合には、間接保有分を含んでおります。
3. 2026年10月1日付で「セムリンクス株式会社」へ商号変更予定です。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループ(当社、連結子会社507社、持分法適用関連会社207社及び持分法非適用関連会社1社により構成)におきましては、戸建住宅、賃貸住宅、マンション、商業施設、事業施設、環境エネルギー及びその他の7部門に関係する事業を主として行っており、生活基盤産業への総合的な事業を展開しております。

当社グループにおける各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	内 容
戸 建 住 宅	戸建住宅の注文請負・分譲 (主な連結子会社) Stanley Martin Holdings, LLC、Trumark Companies, LLC、CRC Holdings LLC、 CastleRock Communities LLC、大和ハウスリフォーム株式会社、 大和ハウスリアルエステート株式会社、株式会社デザインアーク、大和ランテック株式会社
賃 貸 住 宅	賃貸住宅の開発・建築、管理・運営、仲介 (主な連結子会社) 大和リビング株式会社、North Clark LLC、DH MQW Pty Ltd、 Daiwa House USA Member LLC、DH Phoenix, LLC、AP 355 N. Central Holdings, LLC
マ ン シ ョ ン	マンションの開発・分譲・管理 (主な連結子会社) 大和房屋(常州) 房地產開発有限公司、大和ライフネクスト株式会社、 和宝(南通) 房地產開発有限公司、玖心(常州) 房地產開発有限公司、 玖心(蘇州) 房地產開発有限公司、Elephant Park Plot H11b LLP、 Broadway Community Venture LLC、Broadway Community Owner LLC
商 業 施 設	商業施設の開発・建築、管理・運営 (主な連結子会社) 大和リース株式会社、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社、 ロイヤルホームセンター株式会社
事 業 施 設	物流・製造施設、医療介護施設等の開発・建設、管理・運営 (主な連結子会社) 株式会社フジタ、大和物流株式会社、Daiwa House Malaysia Logistic Sdn. Bhd.、 住友電設株式会社
環 境 エ ネ ル ギ ー	再生可能エネルギー発電所の開発・建築、再生可能エネルギーの発電及び電力小売事業等 (主な連結子会社) 大和エネルギー株式会社、エネサーブ株式会社
そ の 他	金融事業、その他 (主な連結子会社) PT. Daiwa House Indonesia、Daiwa House Malaysia Sdn. Bhd.、 大和ハウスグループ投資事業有限責任組合

(注) 地域統括会社等であるDH Asia Investment Pte. Ltd.、Daiwa House Australia Pty Ltd、Daiwa House USA Holdings Inc.、Daiwa House Texas Inc. については、上記7事業における主な関係会社に含まれておりません。

(7) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社 大阪市北区梅田三丁目3番5号

東京本社 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

地 区	主 要 な 営 業 所
北 海 道	北海道
東 北	北東北 (岩手県)・北日本 (宮城県)・福島
関 東	茨城・宇都宮・群馬・北関東 (埼玉県)・埼玉西・埼玉東・東関東 (千葉県)・千葉・柏 (千葉県)・東京西・南関東 (神奈川県)・川崎 (神奈川県)・神奈川西・山梨
北 陸 ・ 信 越	新潟・富山・北陸 (石川県)・長野・松本 (長野県)
中 部	岐阜・静岡・浜松 (静岡県)・中部 (愛知県)・岡崎 (愛知県)・愛知北・三重
近 畿	滋賀・京都・堺 (大阪府)・大阪中央・神戸・姫路 (兵庫県)・阪神 (兵庫県)・奈良・和歌山
中 国 ・ 四 国	岡山・中国 (広島県)・福山 (広島県)・山口・四国 (香川県)・愛媛
九 州	九州 (福岡県)・北九州 (福岡県)・西九州 (佐賀県)・熊本・大分・南九州 (鹿児島県)・沖縄

(注) 支店登記営業所を記載しております。

工 場
東北 (宮城県)・竜ヶ崎 (茨城県)・栃木二宮・新潟・中部 (静岡県)・三重・奈良・岡山・九州 (福岡県)

(注) 新潟工場は 2026 年 3 月 31 日付をもって、閉鎖いたしました。

② 主要な連結子会社の営業所

会 社 名	営 業 所	所 在 地
Stanley Martin Holdings, LLC	本社	アメリカ (バージニア州)
Trumark Companies, LLC	本社	アメリカ (カリフォルニア州)
C R C H o l d i n g s L L C	本社	アメリカ (テキサス州)
CastleRock Communities LLC	本社	アメリカ (テキサス州)
大和ハウスリフォーム株式会社	本社	大阪市北区
大和ハウスリアルエステート株式会社	本社	大阪市北区
株式会社デザインアーク	本社	大阪市西区
大和ランテック株式会社	本社	大阪市西区
大和リビング株式会社	本社	東京都新宿区
N o r t h C l a r k L L C	本社	アメリカ (デラウェア州)
D H M Q W P t y L t d	本社	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)
Daiwa House USA Member LLC	本社	アメリカ (テキサス州)
D H P h o e n i x , L L C	本社	アメリカ (デラウェア州)
AP 355 N. Central Holdings, LLC	本社	アメリカ (デラウェア州)
大和房屋(常州)房地產開発有限公司	本社	中国 (江蘇省常州市)
大和ライフネクスト株式会社	本社	東京都港区
和宝(南通)房地產開発有限公司	本社	中国 (江蘇省南通市)
玖心(常州)房地產開発有限公司	本社	中国 (江蘇省常州市)
玖心(蘇州)房地產開発有限公司	本社	中国 (江蘇省蘇州市)
Elephant Park Plot H11b LLP	本社	イギリス (ロンドン)
Broadway Community Venture LLC	本社	アメリカ (デラウェア州)
Broadway Community Owner LLC	本社	アメリカ (デラウェア州)
大和リース株式会社	本社	大阪市中央区
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	本社	東京都千代田区
ロイヤルホームセンター株式会社	本社	大阪市西区
株式会社フジタ	本社	東京都渋谷区
大和物流株式会社	本社	大阪市西区
Daiwa House Malaysia Logistic Sdn. Bhd.	本社	マレーシア
住友電設株式会社	本社	大阪市西区
PT. Daiwa House Indonesia	本社	インドネシア
Daiwa House Malaysia Sdn. Bhd.	本社	マレーシア
大和ハウスグループ投資事業有限責任組合	本社	東京都千代田区
DH Asia Investment Pte. Ltd.	本社	シンガポール
Daiwa House Australia Pty Ltd	本社	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)
Daiwa House USA Holdings Inc.	本社	アメリカ (テキサス州)
Daiwa House Texas Inc.	本社	アメリカ (テキサス州)

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
55,712名	(+) 5,322名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16,508名	(+) 316名	40.7歳	15.7年

- (注) 1. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数は出向者を除いて算出しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	503,746百万円
シンジケートローン	385,000百万円
農林中央金庫	54,389百万円
株式会社三井住友銀行	47,225百万円
三井住友信託銀行株式会社	45,000百万円
株式会社国際協力銀行	38,371百万円
株式会社日本政策投資銀行	20,000百万円

(注) シンジケートローンは、複数の金融機関の協調融資によるものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,900,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 659,636,182株 (自己株式40,289,087株含む)
 (3) 株主数 89,198名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	99,643	16.09
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	34,834	5.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	15,982	2.58
大和ハウス工業従業員持株会	15,383	2.48
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	13,711	2.21
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,282	1.82
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	8,521	1.38
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	8,361	1.35
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	7,389	1.19
C E P L U X - O R B I S S I C A V	7,297	1.18

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式40,289千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 4. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

①事後交付型譲渡制限付株式報酬

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	33,108株	6名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役につきましては、該当する事項はありません。
 2. 第7次中期経営計画期間を対象とする事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付しております。
 3. 事後交付型譲渡制限付株式報酬につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (2) ⑥イ. 事後交付型譲渡制限付株式報酬」に記載のとおりであります。

②業績連動型譲渡制限付株式報酬

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	33,112株	6名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役につきましては、該当する事項はありません。
 2. 第7次中期経営計画期間を対象とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付しております。
 3. 業績連動型譲渡制限付株式報酬につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (2) ⑥ロ. 業績連動型譲渡制限付株式報酬」に記載のとおりであります。

(6) その他株式等に関する重要な事項

①新株式の発行について

2025年7月10日開催の当社取締役会決議に基づき、事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬として、次のとおり新株式の発行をいたしました。

払込期日	2025年8月26日
発行する株式の種類及び数	当社普通株式 157,220株
発行価額	1株につき4,911円
発行総額	772,107,420円
株式の割当て対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。）6名 66,220株 当社の取締役を兼務しない執行役員（退任者※を含む。）53名 91,000株 ※2024年4月1日から2025年3月31日までの期間において、当社の取締役を兼務しない執行役員であった者のうち、2025年7月10日までに当社の取締役を兼務しない執行役員の地位から退任している者。

②自己株式の処分について

2025年5月13日開催の当社取締役会決議に基づき、従業員に対する福利厚生増進策として、次のとおり従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分をいたしました。

処分期日	2025年12月24日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式 608,720株
処分価額	1株につき5,230円
取得価額の総額	3,183,605,600円
処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法による (大和ハウス工業従業員持株会 314,980株) (大和ハウスグループ従業員持株会 293,740株)

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
	代表取締役会長	芳井敬一		最高経営責任者 (CEO)、海外本部長
	代表取締役社長	大友浩嗣		最高執行責任者 (COO)
	代表取締役副社長	香曾我部武		最高財務責任者 (CFO)、経営管理本部長
	代表取締役副社長	村田誉之		技術本部長 日本信号株式会社 社外取締役
	代表取締役専務執行役員	下西佳典		ビジネス・ソリューション本部長
	取締役専務執行役員	永瀬俊哉		ハウジング・ソリューション本部長
	取締役常務執行役員	柴田英一		経営戦略本部長、経営戦略本部事業開発部長
取	締	役	桑野幸徳	
取	締	役	関美和	株式会社MPower 取締役 MPower Partners Fund L.P. ゼネラル・パートナー オリックス株式会社 社外取締役
取	締	役	吉澤和弘	株式会社NTTドコモ 相談役 ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外取締役 パーソルホールディングス株式会社 社外取締役
取	締	役	伊藤雄二郎	
取	締	役	南部智一	住友商事株式会社 取締役副会長
取	締	役	福本ともみ	株式会社東京會館 社外取締役 株式会社ミルボン 社外取締役 公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 理事
取	締	役	近藤雄一郎	SMBC日興証券株式会社 特別顧問
常	勤	監	橋本好哲	
常	勤	監	小柳出隆一	
常	勤	監	高重吉博	
監	査	役	渡邊明久	公認会計士 渡邊公認会計士事務所 所長 監査法人つむぐ パートナー
監	査	役	岸本達司	弁護士 新世総合法律事務所 代表パートナー 光世証券株式会社 社外取締役 監査等委員
監	査	役	丸山隆司	

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2025年6月27日開催の第86期定時株主総会において、柴田英一、近藤雄一郎の2氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 - (2) 2025年6月27日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって、有吉善則氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2025年6月27日開催の第86期定時株主総会において、小柳出隆一、高重吉博の2氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 - (2) 2025年6月27日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって、前田忠利氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
 - (3) 2025年6月27日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって、中里智行氏は監査役を辞任いたしました。
3. 取締役 桑野幸徳、取締役 関美和、取締役 吉澤和弘、取締役 伊藤雄二郎、取締役 南部智一、取締役 福本ともみ、取締役 近藤雄一郎の7氏は社外取締役であります。
4. 監査役 渡邊明久、監査役 岸本達司、監査役 丸山隆司の3氏は社外監査役であります。
5. 監査役 渡邊明久氏は、公認会計士として企業会計・財務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 桑野幸徳、取締役 関美和、取締役 吉澤和弘、取締役 伊藤雄二郎、取締役 南部智一、取締役 福本ともみ、取締役 近藤雄一郎、監査役 渡邊明久、監査役 岸本達司、監査役 丸山隆司の10氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 代表取締役副社長 村田誉之、取締役 関美和、取締役 吉澤和弘、取締役 南部智一、取締役 福本ともみ、取締役 近藤雄一郎、監査役 渡邊明久、監査役 岸本達司の8氏の重要な兼職先であるそれぞれの法人等と当社の間には、取引その他記載すべき特別な関係はありません。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役報酬は、大和ハウスグループのパーパスに共感し、「生きる喜びを分かち合える世界」の実現に向けた中長期的な事業価値・社会価値創出に貢献する人材に対し、担う役割や貢献の大きさに報いる制度としております。

短期的には、事業価値創出に向けた短期財務目標の達成に加え、持続的な成長を実現する為に足元で推進すべき人的資本の価値向上・組織力強化に対する取組みを喚起する制度としております。

中長期的には企業価値の持続的な向上に加え、「生きる喜びを分かち合える世界」の実現に向けた社会価値の創出に向けた取組みを動機付ける制度としております。

当社の取締役報酬は、金銭報酬としての「固定報酬」及び「年次賞与」並びに株式報酬としての「事後交付型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」で構成し、当社の企業価値の持続的な向上に向けて取締役が担う責任に対し、バランスを備えた報酬制度としております。なお、社外取締役の報酬は金銭報酬としての「固定報酬」のみとしております。

当該方針の決定方法は、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする報酬諮問委員会での協議を経て、取締役会で決議します。

当事業年度の実績に基づく取締役の報酬等の内容につきましては、報酬諮問委員会での協議を経ていることから、取締役会は、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第57期定時株主総会において月額70百万円と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は33名です。また、当該報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対し、年次賞与並びに事後交付型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式を導入しております。

年次賞与の限度額は、2024年6月27日開催の第85期定時株主総会において、年額1,500百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（社外取締役を除く）です。

事後交付型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の限度額は、2022年6月29日開催の第83期定時株主総会において、それぞれ年額900百万円以内、あわせて年額1,800百万円以内（交付する当社の普通株式の上限は、あわせて年58万株以内、当社発行済株式総数の0.1%未満に相当）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（社外取締役を除く）です。

監査役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第80期定時株主総会において月額18百万円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は6名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、2021年2月9日開催の取締役会にて代表取締役会長（最高経営責任者（CEO））芳井敬一氏に取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨の決議を行い、当該決議に基づき代表取締役会長にて決定を行っております。代表取締役会長に委任をした理由は、当社が重点を置くべき項目（売上・利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素）を個人別の報酬額の指標としているため、総合的な考慮を行うのに最も適しているためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行きわたるための措置として、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする報酬諮問委員会での協議を経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその権限が適切に行きわたったものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	2,321百万円 (137百万円)	780百万円 (137百万円)	1,150百万円 (—)	389百万円 ^(注4) (—)	15名 (7名)
監査役 (うち社外監査役)	212百万円 (54百万円)	212百万円 (54百万円)	—	—	8名 (3名)

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の報酬等の総額並びに固定報酬の総額及び対象となる役員の員数には、2025年6月27日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。

3. 上記の業績連動報酬等の総額は、2026年7月3日付で支給予定の取締役に対する賞与支給予定額を記載しております。

4. 上記の非金銭報酬等の総額は、事後交付型譲渡制限付株式報酬（167百万円）及び業績連動型譲渡制限付株式報酬（222百万円）の費用計上額であります。
当該事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬につきましては、「⑥非金銭報酬等に関する事項」に記載のとおりであります。

5. 前事業年度に非金銭報酬等の総額として費用計上した額と、当事業年度に取締役へ支給した非金銭報酬等の総額との差額は30百万円（事後交付型譲渡制限付株式報酬：38百万円、業績連動型譲渡制限付株式報酬：△8百万円）であります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

短期財務目標（営業利益・ROIC）の達成及び人的資本の価値向上・組織力強化等の短期非財務目標達成に対するインセンティブとして、当社が定めた短期財務・非財務目標の達成度に応じた報酬額を金銭にて業績連動報酬として支給します。

また、当該業績指標を選定した理由は、財務目標の達成に加え、中長期的な成長の実現に向けた重点課題である人財育成・組織力強化を含む非財務目標の達成を成果とすることで、持続的な成長の実現に向けた役割発揮を促すためであります。

(業績指標の実績等)

財務指標：連結営業利益 614,879百万円、ROIC 7.8%

非財務指標：以下の観点を踏まえ、各役員の職責に応じて個人評価を行い、一定の成果を上げたものと評価いたしました。

・人財育成、エンゲージメント向上、リスクマネジメントの強化、技術力強化、ESG戦略推進、新規事業推進等

⑥ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、非金銭報酬等として、事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の二つの制度を導入しております。

イ. 事後交付型譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的に、取締役の職務執行期間である定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間（以下、「役務提供期間」という）において、継続して取締役の地位にあったことを条件に、株式を交付する制度です。

各取締役個別の金銭報酬額を基準に計算し、交付する株式数（以下、「基準交付株式数」という）を決定します。

事後交付型譲渡制限付株式報酬の算定方法は、以下のとおりであります。

<算定方法>

最終交付株式数＝基準交付株式数×在任期間係数（※1）

※1. 在任期間係数＝在任した月数（役務提供期間の開始日である定時株主総会の日を含む月の翌月から対象取締役が取締役の地位を退任した日を含む月までの月数とする）÷役務提供に係る月数（12）とし、1を超える場合は1とします。

ロ. 業績連動型譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的に、第7次中期経営計画にて定めた環境指標の達成度に応じて、株式を交付する制度です。

業績連動型譲渡制限付株式報酬の額の算定の基礎として業績指標（業績目標達成係数）を選定した理由は、「第7次中期経営計画で掲げたすべての建物の脱炭素化によるカーボンニュートラルの実現」を達成するためのインセンティブを高めるためであります。

業績連動型譲渡制限付株式報酬の算定方法は、以下のとおりであります。

<算定方法>

最終交付株式数＝基準交付株式数×業績目標達成係数（※2）

※2. 業績目標達成係数＝{①CO₂排出量削減（事業活動（※3））＋②CO₂排出量削減（建物使用段階（※4））} × ③ CDP気候変動スコア（※5）とし、①及び②は最大0.5、③は最大1.2で計算し、係数が1を超える場合は1とします。

なお、業績目標達成係数の実績値は1となりました（①は0.5、②は0.5、③は1.2）。

※3. 当社グループの事務所、工場、施工現場、事業用施設等におけるCO₂排出量

※4. 当社グループが販売、開発した住宅や建築物の使用段階におけるCO₂排出量

※5. 国際NPO「CDP」が世界14,000社以上の企業等を対象に調査するもので、気候変動への対応や戦略等について8段階で評価

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

「3. 会社役員に関する事項(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 社外取締役

氏名	取締役会への出席状況	活動状況
桑野幸徳	14回中14回	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、独立した客観的視点で、活発に質問し、環境課題やDX等に対する提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会の委員長として、ESG経営全般にわたる課題の取りまとめや審議の充実に貢献いただいております。
関美和	14回中13回	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席いたしました。取締役会において、独立した客観的視点で、活発に質問し、ダイバーシティやベンチャーキャピタルに関する提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、会社を起業した経験や外資系金融機関で支店長を務めた経験、現在の投資ファンドのゼネラル・パートナー等としての経験を通して培ったグローバルな高い知見を、当社経営に活かしております。
吉澤和弘	14回中13回	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席いたしました。取締役会において、独立した客観的視点で、活発に質問し、IT・デジタル技術に関するイノベーションの推進等の提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、代表取締役としての経験を通して培った企業経営、DXによるビジネスモデル変革等に関する高い知見を、当社経営に活かしております。
伊藤雄二郎	14回中14回	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、独立した客観的視点で、活発に質問し、グローバル事業や適切なリスクテイクに関する提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、代表取締役としての経験を通して培った企業経営に関する高い知見を、当社経営に活かしております。
南部智一	14回中13回	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席いたしました。取締役会において、独立した客観的視点で、活発に質問し、海外事業やDXに関する提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、代表取締役としての経験を通して培ったグローバルな高い知見を、当社経営に活かしております。
福本ともみ	14回中14回	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、独立した客観的視点で、活発に質問し、ESG経営に関する提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、大手飲料メーカーで執行役員を務め、コーポレートサステナビリティ推進本部長としての経験を通して培ったESGに関する高い知見を、当社経営に活かしております。
近藤雄一郎	11回中11回	2025年6月27日就任以降に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。取締役会において、独立した客観的視点で、活発に質問し、リスク管理やコーポレートガバナンスに関する提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮いたしました。また、執行役員との合同役員会や代表取締役との意見交換を行うコーポレートガバナンス委員会への出席を通じて、代表取締役としての経験を通して培った金融市場やコーポレートガバナンスに関する知見を、当社経営に活かしております。

□. 社外監査役

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	活 動 状 況
渡 邊 明 久	14回中14回	14回中13回	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、監査役会14回中13回に出席いたしました。取締役会において、独立した客観的視点で、財務・会計に関する専門的な知見に基づく提言を行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
岸 本 達 司	14回中14回	14回中14回	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、独立した客観的視点で、議案・審議等につき、弁護士としての専門的な知見に基づく提言を行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
丸 山 隆 司	14回中14回	14回中14回	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております。

なお、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(6) 取締役会の実効性評価の結果の概要

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために制定した「コーポレートガバナンスガイドライン」に基づき、2015年より毎年、取締役会の実効性評価を実施しております。

当社取締役会は、アンケート方式での取締役による自己評価、監査役会・取締役会による取締役会全体の分析・評価を行っており、2025年におきましては、外部機関の協力を得てアンケートを実施し、回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、取締役会の構成、意思決定プロセス、業績管理等の取締役会の運営状況、社外取締役へのサポート状況、取締役の職務執行状況等を確認した結果、当社取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。

一方、経営戦略に関する更なる議論の深化やリスク管理体制の強化等の課題について共有しており、今後も様々な取組みを通じて、取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
監査公認会計士等に対する報酬

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			197百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額			463百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の在外子会社及び住友電設株式会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（海外におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬4百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 内部統制システム構築の基本方針

当社の業務を執行する者（以下、「執行役員」という）及び執行役員を監督する者（以下、「取締役」という）は、その職責の中核として、大和ハウスグループ（当社及びその子会社（会社法第2条第3号に定めるもの））全体の内部統制を担う。さらに、取締役と執行役員を兼務する者は、自らが二つの職責を担うことを自覚し、それぞれの権能を適切に行使して、内部統制システムの構築・運用に尽力する。

以上の体制を前提に、代表取締役を含めた大和ハウスグループの全役職員を統制することを決意するとともに、全役職員各自が内部統制システムの担い手であることを表明すべく、本基本方針を確定する。

(1) 内部統制委員会の設置

- ① 大和ハウスグループ全体の内部統制システムの運用状況の報告を受け、その不備を検証して是正を促すことを目的とする会議体として、内部統制委員会を設置する。
- ② 内部統制委員会は、その活動の状況を取締役に報告する。

(2) コンプライアンス・リスクマネジメント体制

大和ハウスグループにおける適正なコンプライアンス及びリスクマネジメントを実現するために、次の体制を構築する。

- ① 大和ハウスグループの社会的信頼を維持・向上させることを目的として、大和ハウスグループ企業倫理綱領及び行動規範を制定する。
- ② 執行役員の中からリスクマネジメント統括責任者を選任し、大和ハウスグループのコンプライアンス・リスクマネジメント体制の構築・運用・監督を実施する職責を担わせる。
- ③ 各事業におけるリスクの顕在化の予防、顕在化したリスクへの対応を推進するための組織として、リスク管理委員会を設置する。
- ④ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を速やかに設置して対応する。
- ⑤ リスク情報を適正に把握すべく、職制上のレポートラインに加え、内部通報制度を設置する。
- ⑥ 職員の業務プロセスの監査を行う部門を設置し、法令及び規程等に則った業務の実現に努める。
- ⑦ 反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。
- ⑧ 懲罰に関する規程を制定し、役職員の法令又は定款違反等の行為について適正に処分を行う。
- ⑨ 役職員は、適正に業務を遂行しているかどうかを自主チェックするとともに、他の役職員の業務遂行を常時監督する。

(3) 情報の保存及び管理に関する体制

当社は、執行役員の中から、役職員の業務に関する情報の保存及び管理の統括責任者を選任し、次の体制を構築する。

- ① 業務に関する情報は、基幹システム又は文書により、保存及び管理する。
- ② 取締役、執行役員及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。

(4) 業務を効率化するための体制

当社は、役職員の業務を効率化させるため、次の体制を整備する。

- ① 担当部門が実施すべき具体的な施策及び職務権限の分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ② 稟議に関する規程を制定し、決裁体制の明確化・迅速化を図る。
- ③ 電子稟議等のITシステムを積極的に活用することにより、役職員の業務の効率化を図るとともに、他の役職員との情報共有及び意思連絡を迅速化・簡易化する。

(5) グループ会社管理体制

当社は、執行役員の中から、大和ハウスグループの業務の適正を確保するための責任者を選任し、子会社（以下、「グループ会社」という）の規模・特性等に応じて次の体制を構築する。

- ① 企業集団全体の情報の保存及び管理を適切に行うため、グループ会社に対し、業務執行に関する事項の報告を求められることができる。
- ② グループ会社の内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告させる。
- ③ グループ会社内に、内部統制システムの立案・運用機関を設置させ、その議事について当社への報告を求めるとともに、必要に応じて改善を指導する。
- ④ 関連するグループ会社と連携し、当該グループ会社の内部統制の状況を把握した上で、必要に応じて助言・指導する。
- ⑤ グループ会社の業務執行者の自律的な経営を尊重する。但し、当社が指定する事項については、当社に対する報告を求め、必要に応じて指示・助言を行うこととする。
- ⑥ グループ会社に対する内部監査を実施する。
- ⑦ グループ会社に対し、当社に設置されている内部通報制度の存在及び利用方法等を周知する。

(6) 監査が効果的に行われるための体制

当社は、監査役による監査が効果的に行われることを確保するために、次の体制を構築する。

1) 監査役の補助に関する体制

- ① 監査役を補助する部門を設置し、監査役の求めにより専属の職員（以下、「監査役補助者」という）を配置する。
- ② 監査役会は、監査役補助者の人事異動について、事前に人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付してその変更を人事担当執行役員に申し入れることができる。
- ③ 監査役補助者を懲戒に処する場合には、人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得る。
- ④ 監査役補助者は、その業務を遂行するにあたって、監査役の指揮・命令にのみ服する。

2) 監査役への報告体制

- ① 当社の執行役員及び取締役は、監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で又はやむを得ない場合には口頭で報告する。
- ② グループ会社の業務執行者及び監査・監督者は、当社の監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で又はやむを得ない場合には口頭で報告する。
- ③ 大和ハウスグループの職員は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合には、直接又は間接的に、当社の監査役に報告することができる。
- ④ 報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、規程等を整備する。

3) 監査費用等に関する体制

監査役の監査業務を抑制することのないよう、監査費用等の処理方針を明確化する。

4) 監査が効果的に行われるためのその他の体制

- ① 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議及び内部統制委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めることができる。
- ③ 監査役会及び監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で随時、意見交換を実施できる。
- ④ 監査役会は、必要に応じて弁護士、会計士の参画を求め、監査業務に関する助言を受けることができる。

6. 内部統制システムの運用状況の概要

1. 内部統制委員会の運用

大和ハウスグループ全体の内部統制状況の報告を受け、その不備を検証して是正を促すことを目的・機能とする会議体として、内部統制委員会を設置・運用しております。

本委員会は、四半期に1回開催しており、各事業本部や各本社機能部門に内部統制システムの運用状況について報告を求め、監督を行っております。また、過去に発生した不祥事に対する再発防止策の運用状況、リスク管理活動、内部監査の総括等についても報告を受け、内容を検証しております。

2. コンプライアンス・リスクマネジメント体制

- (1) 経営管理本部長をリスクマネジメント統括責任者に選任して、同責任者が当社グループ全体のリスクマネジメント体制の構築・運用・監督を実施する体制としております。そして、同責任者の監督の下、当社の各事業におけるリスクの顕在化の予防、顕在化したリスクへの対応を推進するための組織として、事業単位のリスク管理委員会（事業本部リスク管理委員会）を設置しております。
- (2) リスク情報の適正・迅速な収集という観点から、本社、事業所又はグループ会社（海外含む）が覚知したリスク情報を、即時にリスクマネジメント統括責任者（経営管理本部長）と事業本部リスク管理委員会の委員へ報告させるというルールを設け、運用しております。報告されたリスク情報は、事業本部リスク管理委員会に上程され、対応方針・再発防止等に関する議論・指示が行われており、特に重要なリスク情報については、内部統制委員会と取締役会に上程されております。
- (3) 各事業所におきましても、原則毎月1回、リスク管理委員会が開催されており、事業本部リスク管理委員会の議事を踏まえた上で、各事業所で顕在化したリスクについての対応方針・再発防止等に関する議論・指示が行われております。
- (4) 重大リスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を立ち上げて対応し、業績等への悪影響の最小化に努めております。具体的には、「リスクマネジメント規程」において、顕在化したリスクのうち当社グループ又はそのステークホルダーに特に重大な影響を及ぼすおそれのあるものについて、緊急対策本部を設置して、当該重大リスクへの対応・再発防止策の検討・推進を行うことを定めております。その上で、リスクマネジメント規程の下位規程である「緊急対策本部設置・運営細則」において、緊急対策本部の設置基準・メンバー・運営手順・業務等を明文化することで、速やかに緊急対策本部を立ち上げて適正な対応を執ることができる体制としております。
- (5) 大和ハウスグループの持続的成長を阻害するおそれのある事案を早期に発見・是正することを目的として、複数の内部通報窓口を設置し、運用しております。そして、報復や不利益な取扱いをおそれて通報を思い留まるという事態が発生しないよう、通報者氏名・通報内容の厳秘や、不利益な取扱いを禁止する旨のルールを定めております。また、自らが関与する不正行為を自主申告したり、不正行為の調査に積極的に協力した場合に、懲戒処分を任意的に免除・減軽できる制度（リーニエンシー制度）を導入し、不正行為の早期発見・是正を図っております。
- (6) 内部監査に専従する部門である内部監査部は、事業所及びグループ会社に対する内部監査を実施することにより、法令及び規程等に則った業務が実現されているかを検証・評価しております。監査の結果、指摘事項等に対する改善計画書の提出を求め、提出から一定期間経過後（半年以内）に当該改善計画の進捗状況の報告を求め、フォローアップを行っております。

3. 情報の保存及び管理に関する体制

- (1) お客様の個人情報や法人の秘密情報等の当社が取り扱う情報について、その種類や媒体等に応じて適切な保存・管理を徹底するため、「情報管理規程」および関連規程を制定し、情報セキュリティ強化に努めております。これらの規程については、運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
- (2) 情報管理規程および関連規程に則った文書の適切な保存・管理を啓蒙・徹底すべく、本社の各部門に対し、文書の保存基準の改定を指示するとともに、各事業所に対しては、文書の保管状況の確認及び保管期限を経過した文書の廃棄等を指示いたしました。
- (3) 取締役及び監査役は、役員専用ホームページから、いつでも過去の役員会の資料・議事録を閲覧することができますようになっております。また、社内稟議の閲覧権限も有しているため、取締役会に上程されない業務執行の決定のプロセスにつきましても、いつでも確認することができますようになっております。

4. 業務を効率化するための体制

- (1) 重要事項の決裁につきましては、「稟議規程」を定め、本社稟議が必要な事項と主管部門の決裁で足りる事項を明記することで、意思決定の迅速化と手続の明確化を図っております。また、電子決裁システムを導入・活用することで、タブレットやスマートフォンを用いて、時間・場所を問わずに照査を行うことができる体制を整備しております。
- (2) 業務を遂行する上で不可欠な情報の閲覧、保管及び入力等を一括する基幹システムを導入することにより、業務を効率化しております。さらに、当該基幹システムについては、デジタル戦略部において、事業所からの改善要望をふまえて、随時機能改善を実施しております。
- (3) Web会議システムを導入・積極的に活用することで、遠隔地や自宅からでも会議・研修等に参加できる体制を整備しております。

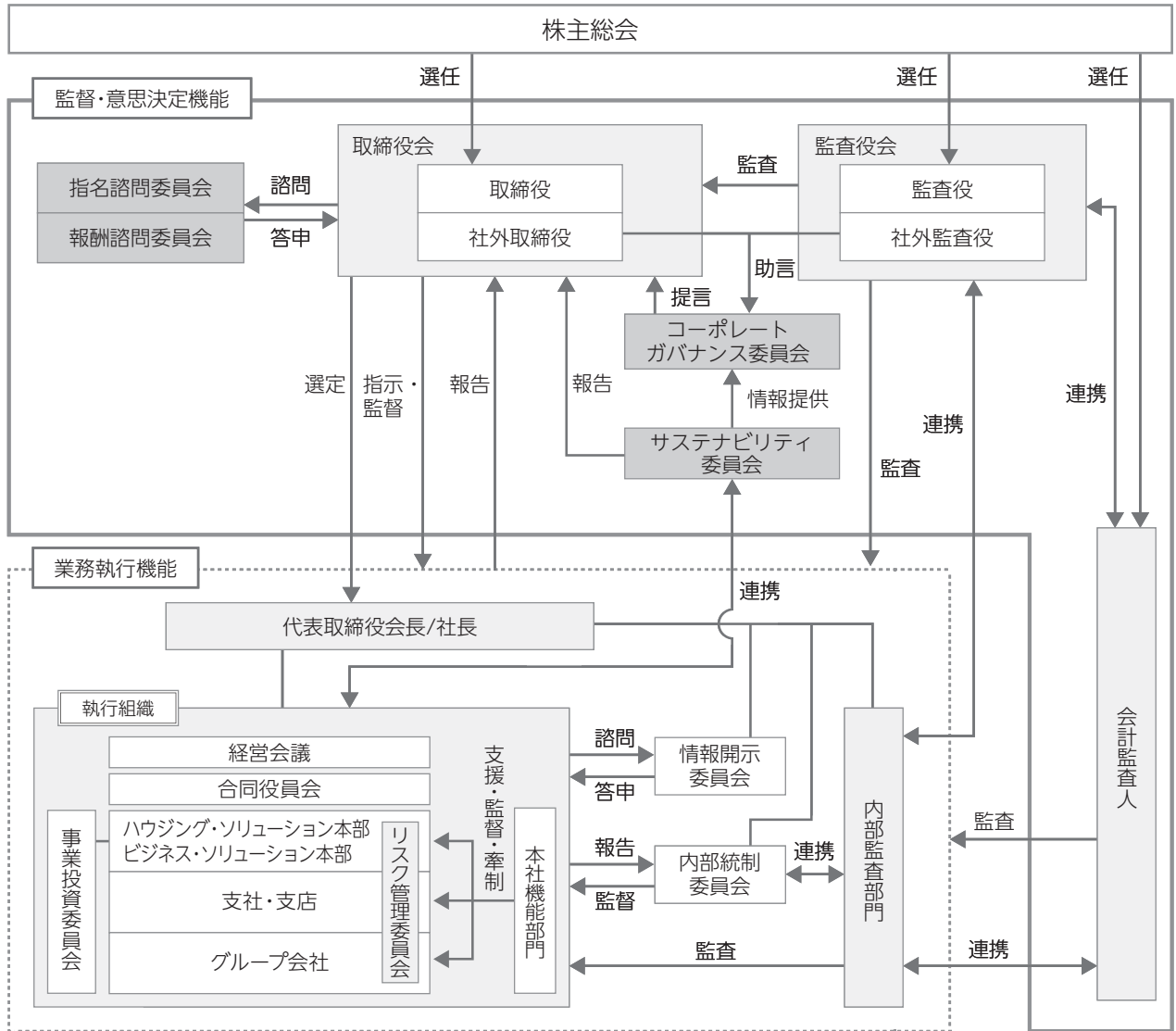
5. グループ会社管理体制

- (1) グループ会社の管理については、「グループマネジメント規程」を定め、当社の各事業本部が、自らの事業に関連するグループ会社の業績管理、成長促進及びリスクマネジメント等を司る体制としております。また、従前より、当社の各本社機能部門には、自らの管掌業務においてグループ会社の業務を支援する「グループ本社機能」を付与しており、事業軸と機能軸の両面から、グループ会社の業務の適正を担保しております。
- (2) グループ会社におきましても、原則毎月1回、リスク管理委員会を開催しており、各グループ会社で顕在化したリスクにつきましても、その対応方針・再発防止策等について議論が行われております。また、その場を通じて、当社の事業本部リスク管理委員会の議事がグループ会社に展開されております。
- (3) 大和ハウスグループの海外拠点から現地語で内部通報を行うことができる「グローバル内部通報制度」を導入しております。

6. 監査役による監査が効果的に行われるための体制

- (1) 監査役は、取締役会のみならず、経営会議、内部統制委員会、事業投資委員会及びコーポレートガバナンス委員会等の会議に出席しております。また、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換会を実施し、各事業本部長やグループ会社の取締役等に対しても定期的にヒアリングを実施しております。さらに、内部監査の実施状況は内部監査部門から監査役に報告が行われております。これにより、当社の業務執行に関する重要な情報が、逐一監査役に報告されることを制度的に担保しております。
- (2) 大和ハウスグループの役職員が、当社の監査役に対して直接内部通報を行うことができる「監査役通報システム」を設置し、運用しております。

【コーポレートガバナンス体制図】



連結貸借対照表 (2026年3月31日 現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,702,696
現金預金	434,371
受取手形・完成工事未収入金等	552,672
リース債権及びリース投資資産	150,722
不動産事業貸付金	39,743
有価証券	195
未成工事支出金	74,010
販売用不動産	2,303,351
仕掛販売用不動産	760,317
造成用土地	710
商品及び製品	22,342
仕掛品	9,313
材料貯蔵品	9,596
その他	348,538
貸倒引当金	△3,188
固定資産	3,709,723
有形固定資産	2,343,071
建物及び構築物	1,011,241
機械装置及び運搬具	75,741
工具器具及び備品	27,746
土地	933,879
リース資産	96,822
建設仮勘定	178,321
その他	19,318
無形固定資産	382,767
のれん	159,917
その他	222,849
投資その他の資産	983,884
投資有価証券	303,797
長期貸付金	9,195
関係会社出資金	68,791
退職給付に係る資産	237,745
敷金及び保証金	257,030
繰延税金資産	70,790
その他	39,411
貸倒引当金	△2,878
資産合計	8,412,419

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,662,133
支払手形・工事未払金等	395,523
短期借入金	757,904
1年内償還予定の社債	65,000
1年内返済予定の長期借入金	154,993
コマーシャル・ペーパー	179,000
リース債務	13,586
未払金	89,056
未払法人税等	93,233
前受金	140,055
未成工事受入金	243,683
賞与引当金	98,340
完成工事補償引当金	13,543
工事損失引当金	25,037
資産除去債務	5,620
その他	387,554
固定負債	2,728,010
社債	714,000
長期借入金	1,205,808
リース債務	120,866
長期預り敷金保証金	315,410
再評価に係る繰延税金負債	16,960
退職給付に係る負債	97,857
資産除去債務	65,929
その他	191,176
負債合計	5,390,144
純資産の部	
株主資本	2,658,058
資本金	162,602
資本剰余金	293,897
利益剰余金	2,387,104
自己株式	△185,546
その他の包括利益累計額	238,685
その他有価証券評価差額金	64,810
繰延ヘッジ損益	△794
土地再評価差額金	11,520
為替換算調整勘定	163,148
非支配株主持分	125,531
純資産合計	3,022,275
負債・純資産合計	8,412,419

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		5,576,861
売上原価		4,335,041
売上総利益		1,241,820
販売費及び一般管理費		626,940
営業利益		614,879
営業外収益		
受取利息配当金	10,128	
持分法投資利益	709	
デリバティブ評価益	2,259	
その他営業外収益	15,823	28,921
営業外費用		
支払利息	44,314	
その他営業外費用	27,513	71,828
経常利益		571,971
特別利益		
固定資産売却益	2,771	
投資有価証券売却益	1,881	
関係会社株式売却益	1,634	6,287
特別損失		
固定資産除売却損	2,730	
減損損失	30,647	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	324	
関係会社株式売却損	52	
セカンドキャリア支援に基づく退職特別加算金	2,051	35,809
税金等調整前当期純利益		542,449
法人税、住民税及び事業税	152,461	
法人税等調整額	30,486	182,947
当期純利益		359,501
非支配株主に帰属する当期純利益		8,933
親会社株主に帰属する当期純利益		350,568

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日 現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,263,090
現金預金	52,931
受取手形・完成工事未収入金等	117,387
リース投資資産	1,775
1年内償還予定の関係会社債	243,649
未成工事支出金	47,593
販売用不動産	1,478,207
仕掛販売用不動産	146,102
仕掛品	6,570
材料貯蔵品	3,502
前払費用	21,200
その他	147,679
貸倒引当金	△3,508
固定資産	2,924,417
有形固定資産	710,980
建物及び構築物	199,383
機械及び運搬具	14,371
工具器具及び備品	3,929
土地	463,934
リース資産	4,187
建設仮勘定	25,173
無形固定資産	34,479
投資その他の資産	2,178,957
投資有価証券	177,414
関係会社株式	1,097,484
関係会社債	269,651
その他の関係会社有価証券	148,833
関係会社出資金	75,808
長期貸付金	118
関係会社長期貸付金	216,025
敷金	20,287
差入保証金	9,260
破産債権、更生債権等	449
長期未収入金	1,981
長期前払費用	3,425
前払年金費用	161,344
繰延税金資産	2,438
その他	7,482
貸倒引当金	△13,050
資産合計	5,187,507

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,808,009
工事未払金等	114,227
短期借入金	551,536
1年内償還予定の社債	65,000
1年内返済予定の長期借入金	94,028
コマースナル・ペーパー	179,000
リース債務	1,994
未払金	36,811
未払費用	17,871
未払法人税等	20,508
前受金	39,947
未成工事受入金	172,675
預り金	395,533
賞与引当金	58,458
完成工事補償引当金	4,080
資産除去債務	1,338
その他	54,998
固定負債	1,455,049
社債	713,000
長期借入金	599,236
リース債務	3,831
長期預り金	51,024
再評価に係る繰延税金負債	15,712
退職給付引当金	51,870
資産除去債務	4,599
その他	15,775
負債合計	3,263,059
純資産の部	
株主資本	1,870,247
資本金	162,602
資本剰余金	298,242
資本準備金	297,862
その他資本剰余金	380
利益剰余金	1,594,948
利益準備金	17,690
その他利益剰余金	1,577,258
配当準備積立金	29,000
圧縮記帳積立金	1,648
別途積立金	227,400
繰越利益剰余金	1,319,209
自己株式	△185,546
評価・換算差額等	54,200
その他有価証券評価差額金	50,748
繰延ヘッジ損益	△6,853
土地再評価差額金	10,305
純資産合計	1,924,448
負債・純資産合計	5,187,507

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	1,058,147	
不動産事業売上高	1,083,652	
その他売上高	86,321	2,228,120
売上原価		
完成工事原価	804,698	
不動産事業売上原価	778,723	
その他売上原価	71,387	1,654,810
売上総利益		
完成工事総利益	253,448	
不動産事業総利益	304,928	
その他総利益	14,933	573,310
販売費及び一般管理費		275,369
営業利益		297,941
営業外収益		
受取利息配当金	73,167	
デリバティブ評価益	2,256	
その他営業外収益	9,368	84,792
営業外費用		
支払利息	17,314	
為替差損	1,980	
貸倒引当金繰入	832	
その他営業外費用	13,249	33,377
経常利益		349,356
特別利益		
固定資産売却益	3,968	
関係会社株式売却益	26	
投資有価証券売却益	905	4,900
特別損失		
関係会社清算損	674	
固定資産除売却損	723	
減損損失	7,656	
セカンドキャリア支援に基づく退職特別加算金	2,051	
投資有価証券評価損	247	
関係会社株式評価損	57,190	68,544
税引前当期純利益		285,712
法人税、住民税及び事業税	51,540	
法人税等調整額	16,034	67,574
当期純利益		218,138

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

大和ハウス工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	田	康	弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	部	里	史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	謙	志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和ハウス工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和ハウス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示するこ

とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

大和ハウス工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	田	康	弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	部	里	史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	謙	志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和ハウス工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

大和ハウス工業株式会社 監査役会

常勤監査役	橋本好哲	印
常勤監査役	小柳出隆一	印
常勤監査役	高重吉博	印
監査役(社外監査役)	渡邊明久	印
監査役(社外監査役)	岸本達司	印
監査役(社外監査役)	丸山隆司	印

以上

第87期 定時株主総会 株主総会 会場ご案内図

株主総会会場を変更していますので、お間違いのないようお越しください。

株主総会 会場

〒530-0005
大阪市北区中之島五丁目3番68号
リーガロイヤルホテル大阪
ヴィニエツ コレクション
3階 光琳の間
TEL.06-6448-1121

交通のご案内

■ 京阪「中之島駅」3番出口より 地下通路直結

■ JR「新福島駅」2号出口より 徒歩 約8分

JR「福島駅」より 徒歩 約15分

■ 阪神「福島駅」西3番出口より 徒歩 約8分

※上記のほか、リーガロイヤルホテル大阪のシャトルバス(JR大阪駅から約15分)もご用意ですが、当日は大変混雑することが予想されますので、上記公共交通機関のご利用をおすすめいたします。

株主総会当日のお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解賜ります
ようお願い申し上げます。

